

大川市議会第4回定例会会議録

令和元年12月5日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	倉重良一
副市長	石橋徳治
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
大川の駅推進室長	山田秀幸

地 域 支 援 課 長	中 村 政 則
市 民 課 長	鐘ヶ江 秀 明
健 康 課 長	下 川 慎 司
環 境 課 長	堤 稔 彦
福 祉 事 務 所 長	仁 田 原 敏 雄
子 ど も 未 来 課 長	迫 田 一 彦
イ ン テ リ ア 課 長	田 中 稔 久
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 聖 佳
建 設 課 長	田 中 浩 二
都 市 計 画 課 長	池 田 哲 男
上 下 水 道 課 長	佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長	石 橋 正 隆
学 校 教 育 課 主 幹	古 賀 美 保 理
監 査 事 務 局 長	岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	近 藤 美 和 子

4. 付議事件

1. 一 般 質 問

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	9	古 賀 寿 典	1. 大川テラツアの利用状況と今後の運営について 2. 災害時の避難場所について
2	7	平 木 一 朗	1. 倉重市政について
3	1	西 田 学	1. カラス等の鳥獣被害対策について 2. 筑後川・花宗川の今後の災害対策計画について
4	8	永 島 幸 夫	1. 大川市斎場の利用について 2. 市営住宅について
5	11	箆 島 かおる	1. 「大川市の防災対策」について 2. 「後退道路」について 3. 「小中学校教職員の適正配置」について

午前9時 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

本日一般質問に登壇されます議員は5名でございます。古賀寿典議員、平木議員、西田議員、永島幸夫議員、箆島議員でございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におれましても、何とぞ御協力のほどお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、9番古賀寿典君。

○9番（古賀寿典君）（登壇）

皆さんおはようございます。12月議会の先陣を切って、一般質問をさせていただきます。

11月の大川市にとって、残念な問題が発生しました。この問題については、今後、児童・生徒に影響がないように十分配慮していただき、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて、今回は2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、大川市の施設として3年前にできた大川テラツァについてです。

大川市の観光拠点としてつくられたそうですが、観光客は毎年横ばい状態であると聞いております。観光拠点施設、インテリア振興ステーションとして、利用者がどれだけ来られているのか。現在の利用状況をどのように考えてあるのか。今後どのように発展させていかれるのかお聞きします。

2つ目は、災害時の避難場所についてです。

避難場所になっている施設は、各地区のコミュニティセンターです。昨年とことし、多くの方が災害時に利用されているということを伺っております。その中で、高齢者や障がい者等、社会的弱者に対して使いやすくできているのですか。コミュニティセンターの中には施設内で車椅子が使えないところもあり、どのように改善していかれるのかなどについてお聞きしたいと思います。

壇上からの質問については以上です。あとは質問席から質問させていただきます。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。古賀議員の御質問にお答えいたします。

大川市観光・インテリア情報ステーション「大川テラツァ」につきましては、平成29年4月のオープン以来、本市を訪れる観光客、買い物客のインフォメーションセンターとして、また市民の憩いの場として幅広い方々に利用されています。

具体的な利用者数につきましては、平成29年度は2万1,305人、30年度につきましては2万554人、本年度は10月末現在でございますが、1万3,752人となっております。

大川テラツァの最も大切な役割は、本市を訪れる観光客に、観光・グルメ・インテリアに関する情報を丁寧かつ効果的に提供し、顧客満足度を高めるとともに、大川で消費していただくということだと考えております。

本年度につきましては、10月末現在で201人の方をインテリア関連の買い物客として市内の家具ショールームを中心に御案内いたしておりますが、やはり商品を買っていただき消費額を向上させていくには、施設スタッフの接客スキルの向上が何より重要だと考えておりますので、引き続き大川テラツァを運営する大川観光協会とともに取り組んでまいります。

また、地方創生交付金を活用して、インバウンド向けの動画制作やスマホ時代に対応した新たなホームページの制作に取り組み、観光・インテリア情報の発信拠点としてのさらなる機能強化を図るとともに、イベントの開催やSNS等による情報発信による認知度の向上、並びに集客に努めてまいります。

次に、災害時の避難場所に関する御質問にお答えいたします。

まず、避難場所となっている施設は、高齢者や障がい者など社会的に弱者である方々に対して使いやすい施設であるかとのことですが、現在、市が指定しております災害発生時の指定避難所は28か所ございまして、そのうち25か所が市の施設であります。

このうち、地域のコミュニティセンターに限って申し上げますと、全ての施設でエレベーターの設置はなく、車椅子で利用できる身障者用トイレも、木室及び三又コミセンには設置がございません。身障者用トイレにつきましては、今後、できるだけ早い時期に、避難者に対してはもちろん、平時から障がいをお持ちの方に快適にご利用いただけますよう改修について検討させていただきたいと考えております。

また、車椅子の方がコミセンに避難されたときの対応についてでございますが、災害発生時の避難所となった場合はもとより、自主避難においても、通常、職員を2名配置しておりますので、施設に配置した市職員により、車椅子の方など体の不自由な方を2階に搬送させていただくこととしております。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にて答弁させていただきます。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

どうもありがとうございました。

それでは、細かくお聞きしたいというふうに思っております。

今の答弁で、今後についてまで詳しく説明いただき本当にありがたく思っております。

まず、来場者についても、やはり2万人程度、この利用者数、多いのか少ないのか、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

お答えいたします。

2万人前後ということで、実際に日に換算しますと70人前後ということになります。多いときのイベントだとかなりの数の方がいらっしゃいます。

それなりの数かなと、スタッフの数を合わせますと、やっぱりそのくらいでしか対応できないのかなと思っておりますが、もう少しお客様がふえればまだいいんですが、そちらのほうのキャパがこれでちょうどいいのかなという感じはしております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

キャパの問題ではなくて、どのようにここを利用する方を、やはり観光の拠点地ということと考えますと、利用者数がやはり多いことがすごく役に立つ、大川のためになるというふうに思われるわけです。

そこら辺、一応予想というか、私もそうなんです、大川市として年間2万人、キャパが、その従業員の方が少ないからこのくらいが精いっぱいかなということじゃなくて、やはり多くの方をそこに呼びたいという希望があると思っております。スタートした時点では2万人じゃなくて5万人、10万人と、年間に来てほしいなという希望はあったと思っております。そこら辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

細かいところを申し上げますと、1つ土曜、日曜、それから、ことしやりましたゴールデンウイークでのイベント、これにつきましては物すごい数の方がいらっしゃいます。駐車場の問題、それからスタッフの問題、平常時だと3人の方で対応はできますが、そういう土日、イベント関係になりますと、私たちインテリア課職員も、観光協会の方も応援に来ていただいております。それはうれしい限りです。できましたら、昇開橋のお客様、それからテラツアに来られるお客様、昇開橋は5万人ほどです。それからテラツアが2万人ほど、合わせて8万人ぐらい来ていただければいいのかなと思っておりますが、多ければ多いほどこちらとしてはうれしいんですが、いかにお客様をおもてなしして、市内のいいところをお教えするというのもテラツアの役目だと思っております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

今の問題については、後で触れさせてもらいたいというふうに思います。

やはり数多くそこに来られるということ、どうしたらいいかという工夫を今後してもらい、私もこの後少しずつ話を進めさせていただきますが、よろしく考えていてほしいと思います。

では次に、よく言われるんですが、テラツツアの営業時間、5時までという時間になっております。これについてどのようにお考えか、よろしくをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

テラツツアにつきましては、観光情報ステーションということになっておりますが、こちらのほうで管理運営関係につきましては、条例で一応10時から5時までを開館するというところで規定をしております。これはあくまでも原則でありまして、実際にスタッフにつきましては、その前から準備に入りまして、5時半、6時ぐらいまでお客様の対応に当たっている、柔軟に対応させていただいております。

また、実際に夏はかなり日が落ちるのが遅くなりますので、どういう方が来られるかということでヒアリングを行いました。5時半から6時過ぎたらほとんどが昇開橋を写真に撮られるカメラマンの方だけになってしまうと。雨の日なんかはほとんどいらっしゃいませんということです。ですから、観光協会でも時々議論になりますが、やっぱり夏、サマータイムと冬の時間、そういうものを分けて運営することもあります。基本的には実際には10時から5時までが開館ということで条例でうたっておりますので、その点も検討していきたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございました。

当然、夏の時間がやはり遅くまでお客さんも来られるというのは当然だと思います。

そこで、やはりサマータイムというのはしていくべきじゃないかなというふうに思われます。今、話にありました写真を撮影される方が6時以降多いというのであれば、その人向けに対応していくというのも必要じゃないかなというふうに思います。特に太陽が東から西におりる。その昇開橋の写真というのはすごくきれいになります。やはりそれを目指して来られるという方も多くおられるわけですよ。じゃ、そういう人のためにここをあけて何かの食事をさせる。軽食あたりをとるといふ、そういうふうな形も必要ではないかなというふうに思いますので、当然夏場には7時ぐらいまであけていると、地域の人たちも、ああ、あいてるんだという意識もあるのではないかなというふうに思います。特に夏場になると、よく私も耳にしますので、そこら辺はよく観光協会のほうと話し合いをされて進めていてもらいたいなというふうに思うわけです。

次に、昇開橋観光財団、それから昇開橋温泉と協力して人を集める工夫を何か考えてあるのか。財団、民間、公共という形になりますので、それができるかどうかはつきりわかりませんが、その答えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

テラツツアの近くにありますが、実際に今やっている事業とすれば、昇開橋でのスタンプラリー、それから、えつまつりというのを毎年一緒にやらせていただいております。それから、お隣にあります温泉施設につきましては、そちらのほうの駐車場をお借りして協力をしていただいております。そちらのお客様もこちらのイベントのほうに参加したり、イベントに参加された方、駐車された方が昇開橋温泉で物を買ったりという協力は今しているところではございますが、今後、昇開橋をいかに生かして、遊び心を入れた誘客事業を検討しているところでございます。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございます。

じゃ、その中で人を集めるというキーポイントといいますか、やはり一番はイベントという形になるだろうと思います。別の方からちょっと話聞いたんですが、大川市もかなりお年

寄りの方がカラオケ大会とかよくあっているということでした。このカラオケ大会というのをその場でイベントとして進めていくとか、あとコンサート、それからダンスパーティーなどを開催することで集客アップにはならないだろうかというふうに思われますが、どのようにお考えか教えてください。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

古賀議員が言われますように、実際にカラオケ大会というか、カラオケコンサートみたいなのをことし行いました。それから、ジャズコンサートも行いまして、実際にそこに係る費用というのがやっぱり出てくるのかなと。音響システムの関係、それから、ちょっと小雨が降ったときがありましたので、上に雨避けと言うんですか、それをカバーかけたりとか、それから、御近所にも音響関係での音の迷惑がかからないようにということと、それから、お客様か、またはただ通りすがりの方かという区別がなかなかあの施設ではつかない部分があります。ただで聞ける。ただで見れるということもありますので、その制約はなかなか難しいかなと思っております。

ただ、実際にことしにつきましては、そのカラオケ大会、ジャズコンサートは行ったところですよ。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございます。

結局されて、集客がどうであるかというのはわからなかったということで確認をさせていただきます。

でもやはり、やればやるだけ地域の方もそこに参加してもらえらるだろうと思うわけですよ。ということは、やはり数多くするということが大切じゃないかなと。カラオケを1曲歌うだけに幾らか金を払ってでも歌うという方もおられるというふうに聞いております。ですから、そういうのも施設を使ってしていくには大事なことじゃないかなというふうに思われます。

次に、イベントをこうやってされる場合に、雨がやはり心配です。その対策として、テン

トをテラツツアの屋根の部分につけるといことはできないだろうか。それだけあそこに大きいスペースがありますが、あそこだけでも天幕があると参加者もふえるんじゃないかというふうに思われますが、その辺どのようにお考えですか。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

なかなか難しいところではあります。これは常設のテントとかそういうものをすればかなりの費用がかかるということでありました。

実際に雨天時に、先ほどのジャズコンサートのときに、雨天時にステージ上みたいなどころだけでしたけど張りましたけど、そのくらいだけでも十分かなと思いますが、実際に雨天時にはお客様が余り来られないということもあります。ただ、夏のときに暑いとか言われるときには、テラツツアのほうに傘を用意したテーブル、椅子がございますので、それでお願いをして、逆に日陰のほうに行っていただくようなお願いをしております。ただ、イベントのときにはそういうものは必要かなという感じはしますが、常設的にはかなり難しいのかなと思っております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

そうであれば、こういうイベントを夕方行うとか、時間的な部分を少し考えてやるとか、そうすると暑さにも制限できるだろうというふうに思います。

それから、3つの傘がありますが、あれではやはり、1家族はそれで済むかもわかりませんが、多くの方にその場にいれるというのはちょっと難しいのではないかというふうにも思います。

もう一つは、あそこのピロティエーといいますか、広場が木でできております。この木というのはやはり腐食していくということで、何年か後にはあそこを全部張り替えなければいけないというような形にもなると思います。ですから、よければ上から雨が降らないほうが絶対に長持ちするわけです。そういうのを考えて、やはり天幕は必要ではないかなというふうに思うわけです。

それからもう一つ、男女1つずつ小さいトイレがあります。イベントを開催しますと、多

くの方がやはり使われます。特にビアガーデンあたりをことし夏の花火大会のときされていたと思います。そういうとき、トイレがあそこだけで大丈夫だろうか。ほとんどの方は昇開橋の入り口のほうのトイレに行かれていますのではないかとおもわれますが、もう少し増設するというふうな考えはあるのでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

このトイレの問題、水問題というのはやっぱりどこの施設でも課題になっているのが事実でございます。

当初テラツァができたときには、10人槽の合併処理浄化槽で、ここがぎりぎりかなということで、実際にイベントをやりますと、やっぱりビールとか出るときにはかなりのトイレが必要かなとっております。それから、テラツァには男女1つずつと言われて、女性の方は特に必要かなとっております。御案内するのは、やはり昇開橋展望公園のトイレのほうを御案内するしかないのかなとっております。

今後、そういう問題はどの施設、どういう観光地でも課題として出てくる問題だと思います。今後も考えていきたいなとっております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございます。できれば早目に、そういう施設については改善していただきたいというふうに思っております。

次に、景色の問題なんですが、あそこの土手まで上がればきれいに昇開橋が見えます。しかし、テラツァの中からでは、ほぼ上の部分だけ、赤の上の部分だけが見えて、昇開橋の通路といいますか、通過する部分が全く見えません。

それを考えますと、よければ川沿いのほうだけでもいいので2階建てにできないだろうかという思いがあります。これは、昇開橋から花火大会、ことし佐賀の花火、諸富の花火、それから大川の花火大会ありました。そういうときも、ほとんどの方があの土手沿いにずらっと並んで見ておられたというふうに思っております。

そこら辺、2階建てにしてもらえるか、していこうという気持ちはあるのかお伺いしたい

と。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

テラツツァを2階建てというのは、事務局的にはやってほしいなというのがあります。ただ、これはかなりの費用がかかります。それから、その上に建てるということになると、またどういうふうにしたほうがいいのかということ、川岸になりますと、逆に西日が入ってきますので、今1階の西日も結構暑いところがございます。景色がよく見える、昇開橋がよく見えるということだったら、やっぱり堤防のほうに行ってください、カメラマンの方もそちらのほうがいいと。というのは、電線がなくなると。堤防のほうだとそのまま見えるからいいと。実際にはそちらのほうで、カメラスポットみたいなのを探して、ここが一番いいですよというところを私たちも考えてはいます。ただ、2階建てにするという費用がかなりかかると思っております。今の施設の中でいろいろ工夫をさせていただいているのが現実でございます。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございます。

それでは、ちょっと話を変えますが、テラツツァの中にハンバーガーとか、ちょっとした軽食はあります。食の面からすると、もう少しやはり食べ物の数、簡単なカレーとか、そういう部分があれば助かるのになというような気持ちもあります。

そこら辺で、ふやしてもらえないか、そういうふうに軽食といいますか、食べ物の数をふやす。これは施設的に料理をすとかいろんな部分で大変なところがあるとは思いますが、1つ言えば、イチゴを使ったスイーツとか、大川のノリを使った食べ物など工夫ができないだろうかというふうに思いますが、どう考えておられますか。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

今現在、テラツツァのほうで軽食と言うんですか、コーヒーと、それからソフトクリーム

などを実際に、テイクアウトという形を基本的にとっております。これも先ほど言いましたように、合併処理浄化槽のキャパの問題もありまして、その2つ以上、ちょっとしたものだけ、例えば、イベント関係だと料飲組合、観光協会に加盟されている料飲組合の方々から手巻き寿司とかビールとか、その他いろいろな特産品の展示での販売も行っていただいております。

先ほど言われました軽食をいろいろとやってほしいということがありますので、私個人的には観光協会に入っていらっしゃる料飲組合の方々に逆にお願いをして、そちらのほうに行っていただければゆっくりと食事ができますよということを行っているところではあります。そちらのほうとのやりとりも課題にはなるかなと思っております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございます。

そういうことであれば、観光協会を通して料飲組合のほうにしっかりと、こういうふうな方がおられるということで連絡ないしは行けるように手立てをとってほしいなというふうな思っております。

それでは次ですが、昨年婚活イベントが昇開橋のほうでありました。私は参加できなかったんですが、その中にカップルが誕生したというのをお聞きしました。大変喜ばしいことだと思っております。ことしは行われなかったというのも聞いております。

このような企画を恒例化することによって、大川市の人口増にもつながる、期待される部分があると思いますので、今後続けられていくのかどうか、ちょっと教えてもらえればというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

婚活については、昨年10月に青年会議所、JCのほうで「大川モクコン」という形で市内の方々に参加していただいて、半数ぐらいが合意——合意と言うんですか、結ばれたという話を聞きましたが、実際に市長がきのうみずから結婚届の受理を1組、その中の1組をされました。この方は柳川と久留米の方で、実際には大川に今後住んでいただくというお話

を聞いております。

こういう婚活につきましては、青年会議所、それから活性化協議会、久留米広域圏、それから大川・大木出会いサポートセンターで結構やられております。ことしは大きな話題的にはなかったんですが、今後そういうことをやっていきたいというところもまだ団体がございますので、そちらについては、私たちとしては施設をお貸ししたりとか、去年の「大川モクコン」につきましては、大川の観光地、有名なところをいろいろと一緒に歩いていただいたり散策していただいて、昇開橋の上で告白をされて、それが成功すれば昇開橋の上の段がおりてきて結ばれるといいますか、手をつなぐというシチュエーションでございました。こういうドラマ化的なものがかなりマスコミにも受けて取材もふえたということで、少し有名になったかなと思っています。

今後、そういう団体の方々が活動されることは私たちも支援していきたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

やはり一人でも多くの市民がふえるということはすごくいいことだろうと思いますので、大川市の若者、男性と、ないしは大川市の女性とほかの地区の男性というふうな形の、一番は大川市の男性と周りの地域の女性と組み合わせてもらったら一番いいのではないかというふうに思いますので、今後しっかり、できれば進めていってもらって、人口増になるようにお願いしていきたいというふうに思っておるところです。

あと、私、朝KBCをよく見るようになりました。そうしますと、コマーシャルで大川テラツァの部分、それからネコ家具のことについてコマーシャルがっております。特にテラツァなんですけど、楽しみにして来られた方がおるかと思えます。宣伝がっておりますので。しかし、来てみればそうでもなかったと。失望して——失望まではいかないにしても、リピート、また来ようというふうに思われた方は少なかったのではないかというふうに思えます。これはやはり中身の問題だろうと思います。もう少し中身を充実する。食べ物にしろ、展示されている部分とか、いろんな形になるとは思いますが。

それで、できれば、これは私の妄想という部分で話させてもらおうと、テラツァ内ないしはテラツァの近くに歴史資料館なるものをつくれればどうだろうかというふうに思えます。

これは大川の木工、それから昇開橋、エツの伝承の歴史、それから導流堤についての歴史などの紹介をする歴史資料館というのをつくれたらいいなというふうに思います。そうするとやはり、そこにリピートして来られる方というのはふえてくるのではないかなど。伝承の碑はテラツツァの中にあります。橋の向こう側、南側に導流堤の一部があります。ほとんどの方はそこまで行かれないです。これは碑だよと言うだけで、そこに充実するもの、みんなが見て、あっ、いいなと思われるものをつくっていかなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。

特に観光拠点となる昇開橋ですが、やはり歴史資料館あたりの場所に、導流堤であれば導流堤の歴史、何でこういうふうな導流堤ができたのか、水の流れを遮ってここを安全にしていくというふうな部分、それから、この導流堤のモデルあたりをつくって水を流すと、やはりこう違うんだなという体験をするというのも大事なことではないかなというふうに思われます。金はかかりますが、そういうことをすることによってリピーターをふやすという部分が出てくるのではないかなというふうに思われるわけです。

いろんなことにやはり挑戦することは大事なことであると思います。市民が何を求めているのか、それから、官民でいろんなことを考えていく、少しずつでも観光についてみんなで協力していくということは大切であると思います。どんな地域でもよいものは必ずあると、大川市にもいっぱい皆さん知らない歴史、昔からの言い伝え等があります。そういうのを大事にしていく、必要ではないかなというふうに思っております。

そこら辺、しっかり今後検討していってもらいたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、地域支援課の件について、避難所等についてお話をしていきたいなというふうに思います。

避難所について、28か所、25か所の市の施設が避難場所になっているのを聞いております。施設が全部一覧になって出ているのも知っております。

その中で、まずコミュニティセンターについて、ちょっと細かくお聞きしたいなというふうに思います。

まず、水害のとき、浸水のおそれのある家、住まわれる方々に避難場所がどこにあるのか、どのように指導してどこに行ってください、どういうふうにしてくださいというのを前もって紹介する、そういう場は今設けてありますでしょうか。市報等に出ているだろうとは思

ますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

避難所の場所等につきましては、ハザードマップのほうに紹介しておりまして、今現在、各地域のほうで自主防災会の講習会等を盛んに開催していただいておりますけれども、そういった講習会の中でハザードマップ等を活用しながら、皆さんの地域の避難所はここですよと、こういった場合にはここに避難してくださいよと、そういう話はさせていただいたことはございます。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございます。

その避難場所というのが、1人で住まわれている方とかはやはり心配ですので、早目にその施設に行かれるだろうと、自主避難されるだろうと思います。それが1日前であろう、2日前であろう、それは本人の希望ですから、自主避難ですから、金かかるかもわかりません、その施設を使えるという部分が当然出てくるだろうと思いますので、そこら辺は配慮のほうをよろしくお願ひします。

次に、ことし、昨年のコミュニティセンターに避難された方々の人数、どのくらいなのか、施設ごとにわかれば教えてもらいたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

中村地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

大雨や台風などによります自主避難などの各コミセンにおけます避難所の状況でございますが、平成30年度は大川コミセンが42世帯61人、三又コミセンが19世帯22人、木室コミセンが18世帯25人、田口コミセンが37世帯37人、川口コミセンが23世帯30人、大野島コミセンが4世帯5人。

本年度でございますけれども、令和元年度でございますが、大川コミセンが37世帯56人、三又コミセンが14世帯15人、木室コミセンが19世帯26人、田口コミセンが27世帯31人、川口

コミセンが22世帯35人、大野島コミセンが8世帯12人。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

ありがとうございます。

やはりかなり多くの方が災害時には利用されているんだなというふうに思われるわけです。

そこで、私のほうで考えているところは、その市長からの答弁もありましたように、コミセン内のトイレについてです。

高齢者や障がいを持った人たち、社会的弱者と言われる方々なんですが、この方々に使いやすいものになっているのかということです。

私、いつも三又コミセンのほうへ行かせてもらうんですが、トイレへ行きますと、まず段差があります。三又であれば、中へ入っても男子のほうしか行きませんが、2つの大便器があり、小のほうは3つあります。かなり狭いので、障がいを持った人たちはここではちょっと無理だと思われるわけです。特別に障がい者用の施設があるわけではありませんので、やはりそこをどうにか改善するなりしていってもらいたいというふうに思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

議員御指摘のように、コミセン等に、まず施設に入るまでのところはスロープ等によりまして車椅子でも対応しておりますけれども、施設内に入りますと段差等がございますので、バリアフリーの状況になっておるところではございませんので、その辺につきましては、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

それでは、その中でやはり手すりとか広さ、どうにかトイレであれば、大川市の施設でもそうなんですが、2階、3階に障がい者用のトイレがありません。2つのトイレを1つにし

てしまうと、どうにか入るのではないかというふうにも思われます。ここであればですね、市の中であれば。そういうふうな工夫をちょっと広げる。だから手すりを置く、そういうのをしっかり考えて改善していってもらいたいというふうに思っております。

もう一つは、やはりバリアフリー化、床を平らにする。トイレあたりになると、やはりスリッパを置かなければいけないとか、いろんなことで段があり、その下にすのこがあり、スリッパが置いてあるというふうな部分があります。そうすると、車椅子ではもう行けないんです。そういう部分も検討してもらいたいなというふうに思っているところです。

それからもう一つは、玄関から自分たちが休憩する場所です。その避難をしてきた場所、これはほとんどが畳の部屋になると思います。そうすると、畳の部屋はどこも2階にしかありません。エレベーターもないわけです。

そこら辺の考えといたしますか、どのようにされているのか、していこうと思われるのか、お考えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

その点につきまして、先ほど市長答弁のほうでもお答えいたしましたけれども、自主避難等、車椅子の方が来られたと。そういった場合につきましては、そういった際には市の職員が避難所のほうにはおりますので、来られた場合には市の職員等が対応しまして、2階の畳の部屋に案内すると、そういう形になろうかと思っております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

市の職員の方が来られる。当然、避難場所扱いといいますか、そういう市のほうで発表されない限りは、市の職員はそこに行かれません。ですから、自主避難ですから前もって行かれるわけですね。そういうときに、その施設の方がおられればまだでも助かるだろうし、特に車椅子に乗ってある方が、じゃ、2階の休憩場所、畳の部屋まで行くときに階段をどうやって乗って上がるのかというふうなところはどのように考えてあるのか。抱えていくのか、おぶっていくのか、その車椅子ごと上まで持っていくのか。

大川市の階段を上がるときには、市の職員が車椅子を抱えてでも上に持っていこうという

ふうな話もちらっと聞いたことはあります。そこら辺どのように考えてあるのか、よろしく
お願いします。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

先ほど議員の自主避難の際に職員がおられないという、そういう言われ方をされたかもしれ
ませんが、自主避難者がコミセン等に行かれた場合には、その連絡が入りますと市
の職員が駆けつけるようになっております。職員が駆けつけた後に車椅子の方をどういった
形で2階まで上げるのかというのは、具体的に取り組んだことはございませんけれども、具
体的にはやっぱり車椅子を2人で抱えて上げていく、あるいは上るときと下るときで注意し
ないといけないんですけど、そういった形で対応させていくことになろうかと思えます。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

そうですね、そこら辺のマニュアルというのは、やはり最初からつくっていくべきではな
いかというふうに思いますので、しっかり避難されたとき、どういう方が来られてでも対応
ができるようにしてほしいなというふうに思っておるところです。

あと関連で、地域の自主避難訓練等がされておる、つくられておるというふうに思ってお
りますが、これは大川市全域、自主避難の体制といいますか、道海島とかいろんな地区で公
民館あたりとか、その部分でつくられているところどのくらい、100%でき上がっているの
かどうかというのを教えてください。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

議員御指摘の点は自主防災組織のことかと思えますけれども、現時点におきまして、68団
体、83.1%つくっていただいております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

83.1%、あとわずかではありますが、この自主避難組織といますか、これはやはり大事なことだろうと思います。特に社会的弱者、高齢者とか、そういう障がいを持った人たちは自分で歩けないとかいう部分がありますので、そういう点で、やはり日ごろからそういうふうに避難をするためにどうしたらいいのかというのを考えて行動していくのは大事なことだろうと思いますので、しっかり100%つくり上げて、それもよければマニュアル化してもらって、こういうふうなときはこういうふうにしていきますよという組織づくりといますか、組織づくつてはあるんだけど、それが活かされるかどうかというのが大事なことだろうというふうに思うわけです。

特に訓練となりますと、多くのところ、八十何%ありますが、ほとんどのところがされていないのではないかというふうに思われます。

特にうちもそうでしたが、AEDの蘇生の部分だけの研修をやったとかいう部分はよくありますが、社会的弱者を含めたところでの避難訓練というのは、どこかあっているところはありますでしょうか、あったら教えてください。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

昨年度は北酒見のほうで取り組んでいただいております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

その流れについてはどのように行われたのか。北酒見で行われた、これは言いますと消防署、それから市役所、地域の方々、それを踏まえたところで、社会的な弱者を巻き込んだところの避難訓練ということですかね。よろしくお願いします。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

防災無線を利用しましてまず始めまして、そして、今、議員御指摘のような要支援者の方、そういう方にそういうふうな役になっていただいて避難をするというふうな流れでの避難訓練をやっていただいております。

○議長（川野栄美子君）

9番。

○9番（古賀寿典君）

できれば、本当にその人を理解してもらって参加してもらおうというのが一番ではないかなと。その人の不安も少しはなくなるのではないかなというふうに思われますので、今後行われるときは、社会的な弱者の方々も一緒に参加してもらおうということで進めてもらってはどうかというふうに思います。

最後なんですけど、台風や豪雨などで自然災害が多くなってきています。日ごろから災害に対する危機意識を持っておくことが大事なことであろうと思われます。

そのためには、避難場所への経路の確認、それから避難訓練を行うこと、こういうことが大切だと思います。そういうのをしっかり市のほうとしても、毎年全地区してもらえるように働きかけをしてもらいたい。そして、何より隣近所の助け合い体制をつくり出していくことは本当に大事なことだと思われます。各自の早目の避難、市民への情報提供、速やかな行動してもらえるように、市としてもしっかり取り組んでももらいたいというふうに思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は10時5分といたします。

午前9時55分 休憩

午前10時5分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、7番平木一朗君。

○7番（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号7番の平木一朗です。通告に従いまして質問させていただきます。

まずもってでございますが、令和元年、2019年も残すところ1か月を切っております。いよいよ来年はオリンピック、またパラリンピックが日本で行われる年でありますし、そして、

我が大川市においても、中学校の統廃合により、来年4月より新しい校舎のほうで2校スタートいたします。また、有明海沿岸道路の大川東―大野島間の開通、また、国際医療福祉大学では薬学部が開校される大きな節目を迎える年でもあります。

さて、ことしを思い起こせば、ことしの1月には、マグロの初売りで330,000千円を超える初値から始まり、そしてまた、ことしも数多く、いろんな場所で台風や大雨による災害が各地で起きまして、今なお避難生活をされておられる方にお見舞い申し上げますとともに、毎年起きる災害から一体何を学び、次の災害へ対応するのかを形にしていくことが減災につながるのだと感じた次第でございます。

また、先日もそうでしたけれども、高齢者による交通事故が数多く報道された年でもありました。大川でも同じく、地方において車社会で生活が成り立っているところも多く、日常生活を営むに当たり、車はなくてはならない存在であり、加齢による運転技術の低下により周りから運転をとめられていても、まだ大丈夫、生活のために仕方がない、またさまざまな理由により痛ましい事故が起きておりました。立派に家族を養ってこられ、社会貢献にも寄与され、今の日本の礎を築き上げられた方々でございます。その晩年を全うしていただきたいのに、一瞬で壊れ、加害者となるわけでございますので、少しでもそんな痛ましい事故が減少するよう、自治体として、納税者として、そして息子として、娘として、両親が晩節を汚すことなく安心して暮らしていただけるような交通弱者に寄り添った公共交通の実現に向け、知恵を出し合わなければならないと感じた年でもありました。

また、大きなこととして、4月には新元号「令和」が菅官房長官により発表され、御代がわりの年として、日本のみならず、世界でも御退位、御即位へのお祝いの言葉が聞こえ、それに関する皇室の儀式も拝見することができ、改めて日本人でよかったなと思える一年でもありました。

明仁上皇陛下、また、徳仁今上天皇陛下もそうですけれども、我が国のかしこくも天皇陛下、皇室には、「仁」の御心の伝統があります。皇族男子には、お名前に皆、「仁」という文字がついております。五行でいうと「仁」「義」「礼」「智」「信」、その「仁」ということでございますが、これは平安時代からの伝統です。このことは、皇室が「仁」ということを非常に大切にされていることをあらわしております。

我が国では、天皇陛下は人民を慈しみ、人民は天皇陛下を敬愛して、天皇陛下と人民が家族的な感情で結ばれた状態を理想としてまいりました。これは、ほかの国々には見られない、

我が国独自の伝統でございます。皇室が古代から今日まで絶えることなく続いてきた伝統です。大和言葉から始まる日本語というのも、世界で最も古い言葉と言ってもおかしくありません。

外国の元首、王室は、国民が苦勞していても、みずからは豊かさと威厳を持った暮らしが当たり前です。ゆえに、ほとんどの国の王室は滅んでしまったことも事実でございます。国民とともに苦勞する国家元首は我が国だけです。日本人に生まれて本当によかった。天皇陛下は日本の誇りでもあるかと思っております。改めてそう感じた年でありました。

さて、質問に移ります。倉重市政についてです。

2016年6月21日、当時の衆議院議員の鳩山邦夫氏がお亡くなりになり、それに伴って実施される福岡6区補欠選挙に出馬するため、同年9月9日、大川市議会の同意を得て鳩山二郎氏が大川市長を辞職され、約1週間後、当時の鳩山二郎元市長の同席のもと記者会見を開き、鳩山さんの辞職に伴う大川市長選挙に立候補を表明されたことは皆さん御存じのとおりかと思っております。

同年10月23日投開票の大川市長選挙にて当選。翌日の24日、大川市役所に初登庁して、正式に大川市長に就任されました。大きな覚悟を持って市長選に立候補されたと思いますし、恐らくそれ以上に奥様も覚悟を持って、ともに戦ってきたことだと思っております。

1期4年間、長いようで非常に短いのが政治であります。その1期4年も、3年が過ぎ、残り10か月程度しかありません。特に1期目は、外からと内からでは全く違うことを身に感じたことだと思っておりますし、議案提出権や予算調整権といった市長の持つ権限は理解していても、大川市の限られた財政の現実を目の当たりにして、今でも自問自答と試行錯誤の連続であるんじゃないかと感じている次第でございます。

倉重市長は、市民と対話ある市政、市民との思いを一つにつないで、大川の元気、笑顔、勇気を大切に育て、未来に希望の持てる大川の実現に向け、全力を傾注して取り組んで市政運営をやってこられているかと思っておりますけれども、市民の方々からは、倉重市政になって何が変わったとや、何か大きかことあったとと私に聞かれることだってあります。私なりに丁寧に説明はいたしておりますが、市長みずから話すわけではございませんので、伝わらない点は悔しい思いをしているところでもありますし、市民の皆様の声を聞きたいということで、歴代市長以上にさまざまな場所へ出向き、夜も会合等へ出向き、頑張っている姿も多々拝見させていただいております。

そしてまた、高齢者の方々からですが、特に少ない年金生活で暮らしているの方々からは、消費増税、医療費や介護の負担増で、知恵を絞りながら生活を営まれており、地方の悩みである交通費をできるだけ軽減してほしいという声と、高齢者に対しての施策が薄れているのではないかという御意見も伺っております。倉重市長もこのような声は多々聞いているかと思っておりますけれども、限られた財源の中、知恵を絞り、さまざまなアイデアを形にしていいただいているんじゃないかなと思っております。

そこで、残り期間が約10か月、公約実現に向け、英姿颯爽と奮闘していただくことだと思っておりますけれども、御自身、自分自身を振り返り、PDCAでいうと評価や改善等、感じたこと、また、残り期間の10か月への思いを聞かせていただきたいと思っております。

その他、市長が最初に申されました所信表明に基づいて、議席のほうで再度質問させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

平木議員の御質問にお答えをいたします。

私は平成28年10月に就任して以来、3年を経過したところでございますが、市民の皆様からの負託に応えるため、さまざまな課題や活性化策に取り組んでまいりました。

これまでの取り組みといたしましては、まず、若い世代への子育て支援として、継続して保育料7割軽減を実施した結果、長く減少傾向にあった就学前児童の人口が、わずかではありますが増加に転じたところであり、本年10月、国においては3歳児から5歳児の保育料無償化が実施されましたが、ゼロ歳児から2歳児の保育料につきましては、引き続き本市独自の政策として行っているところでございます。

また、平成29年度より、不妊治療の方々の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療の助成額を拡大し、子供を産み育てやすいまちづくりを進めているところでございます。

さらには、子育て環境の充実といたしまして、妊娠期から子育て期までの世代をワンストップで、かつ継続的に支援するためには、総合的な子育て支援施設が必要と考え、大川中央公園のリニューアルとあわせて進めているところでございます。

次に、高齢者に優しいまちづくりとしましては、民間のノウハウを活用し、行政コストを抑えながら、社会的課題の解決や行政の効率化などを実現する仕組みである成果連動型民間

委託契約方式を活用した認知症予防事業に本年度から取り組み始めたところであります。今後も、高齢者が生きがいを持ち、住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護予防、生活支援を推進し、医療と介護の連携を進め、地域包括ケアシステムの構築及び充実に取り組んでまいります。

次に、産業の振興といたしましては、新たにアジアを中心とした海外バイヤーの招致事業や、産地大川が有する地域資源にスポットを当てたデザイナーや建築士向けの展示会の開催など、国の地方創生推進交付金を活用して重点的な取り組みを行っているところでございます。

また、基幹産業の中心的役割でございます一般財団法人大川インテリア振興センターの改革として、私自身が理事長へ就任するとともに、事務所を市役所内に移設し、業界と一体となって活性化を図り、産業振興に努めているところでございます。

さらには、有明海沿岸道路、三池港、九州佐賀国際空港などの陸、海、空のインフラ整備が進み、環有明海地域の活性化が期待されておりますので、これらインフラの利活用と自治体間の連携をより一層強めてまいります。

また、環有明海地域の活性化の起爆剤となる大川の駅構想につきましては、これまでの国、県への要望活動により、関係機関において一定の理解をいただいたことから、さらなる事業推進を図るため、今年度、大川の駅推進室を設置したところであり、引き続き構想の実現に向けた取り組みを全力で進めてまいります。

次に、農業の振興といたしましては、がんばる農業支援事業による本市農業の総合的な振興のほか、特にイチゴなどの施設園芸につきましては、次世代の園芸産地強化を目的としたICT等の活用を念頭に、これまで農業ICTセミナーの開催やICT技術を活用した実証実験など、生産者、関係機関と連携して新たに取り組みを進めております。

次に、男女共同参画の推進としましては、平成30年4月に、議会の御理解をいただき、大川市男女共同参画推進条例を制定し、女性団体や商工会議所などとも連携しながら啓発活動に努めているところでございまして、今後も、議会、市民、事業者、地域組織、教育に携わる方々と協働して、男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

次に、国際医療福祉大学薬学部の誘致につきましては、人口減少と高齢化が進む中で、まちの活性化に期待できるものであり、来年度から6年後には、夢に向かって学ぶ学生が約1,800人となり、市内居住者も増加が見込まれることから、今後は、地域との交流や商店街

を含めた中心市街地との共存したまちづくりに取り組んでまいります。

次に、消防行政につきましては、人的、財政的な資源に限られる一方で、複雑化、多様化する災害から市民の生命及び財産を守るためには、初動体制の強化や消防業務の高度化と専門性の向上及び消防体制の基盤強化が必要であると考え、本年4月から久留米広域消防本部に加入したところでございまして、引き続き、市民の生命及び財産を守るため、久留米広域消防本部及び消防団との連携強化に努めてまいります。

次に、教育環境の充実としましては、小学校については、エアコンの設置や外国語の教科書などにいち早く対応するため、市独自に英語の専科講師の配置を行い、中学校につきましては、来年4月に統合中学校2校を開校いたしますが、新時代を見据えて、本市のよさを生かした教育と生涯にわたって学び続ける人づくりを推進するために、小中一貫型教育やコミュニティ・スクールを進めてまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、これまで多くの方々に御寄附をいただいております。貴重な財源として活用させていただいているところでございます。引き続き、イベントでのPRや広告媒体の活用などを行うとともに、さらに返礼品の充実も図りながら、これまで以上にトップセールスに力を入れて取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、現在、2015年に国連で採択されました持続可能な開発目標でございますSDGsの理念を取り入れた第6次総合計画の策定を進めているところでございますので、市民の皆様や議会の協力も得ながら、新たな時代に向けたまちづくりビジョンの実現に向け、今後も市政運営に全力を傾注し、さまざまな施策へ取り組んでまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

御答弁ありがとうございました。本当に時代の節目といいますか、非常にさまざまなことを倉重市長のときに計画をつくっていただいて、その方向でまた進んでいるんじゃないのかなと感じておりますけれども、ふだんつき合っている方たちは十分そのことはわかっておっても、なかなか見えない方々にとっては、そこが伝わらないところも多々感じているところじゃないのかなと感じている次第です。

また後で、倉重市長の非常にいいところを、文書を読むことよりも、雄弁で物事を話され

るその姿だと思っておりますので、また最後のほうでいろいろと市長のほうにも直接お聞きしたいなと思っております。

まずもってでございますが、所信表明のときですかね、さまざまなことを倉重市長のほうに夢を語っていただきました。その中で、子供を産み育てやすいまちづくりについてということで、まず1つ目ということで、一番最初に言われた言葉でございますが、ここ数年の、3年間の出生率の推移、ゼロ歳児から5歳児までの子供たちの推移、また、各幼保施設での児童数の推移とか、わかる範囲で教えていただけますか。

○議長（川野栄美子君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

質問にお答えいたします。

まず、ゼロ歳児から5歳児の子供の人口でございますけれども、各年度12月31日現在で申しますと、平成28年度は1,348人、平成29年度は1,372人、平成30年度は1,379人となっており、わずかずつですが増加している状況でございます。

次に、保育園、幼稚園等に通う園児の数ということでございますけれども、これも各年度3月1日現在で申しますと、平成28年度は1,185人、平成29年度は1,198人、平成30年度は1,236人となっており、これも微増でございますけどふえているという状況でございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございました。鳩山市政のときから、7割削減ということでいち早く打ち出して、それをさらにカバーしていただいた倉重市政の中でも、こういうふうな推移ということでは、数字としては評価できるところまで上がってきているんじゃないのかなと感じるところでございますけれども、課長どうですかね、倉重市政になってからこの3年間、そこを考えたときに、この推移をもとに、どう感じていらっしゃるのか、課長の答弁でよろしく願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

子育て支援に関しましては、このように子供の数がふえているという状況もありますし、今後に向かいます、大川中央公園のほうに新しい子育て支援総合施設をつくって、ますます、一層の子育て支援をしていくということで、評価ができるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございます。倉重良一ということをインターネット等で調べると、必ず子育てというのが2番目に出てきます。そういう面では、この子育てということはやっぱり重要課題として、さまざまなことに取り組んでいらっしゃるんですけど、特に子育てに関しては重点として取り組んでいただいているんじゃないのかなと思っておりますし、やっぱり子供は国の宝でございます。しっかりとその部分に関しては施策、また、新しいアイデアをもって打ち出していただければと思っておりますし、一人では事を起こせません。やはり勇気を持って前に進む仲間、強い一歩を踏み出す仲間というものを考えていただいて、ともにそういう大局を描いて、その大局に向かって突き進む仲間、市職員の皆様も努力をしていただければと思っている次第です。

次に、教育環境について、同じくですけれども、成果について、課長のほうからよろしいでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石橋正隆君）

壇上での市長からの答弁の中にありましたように、やはり一番大きなものは中学校の統合、もう12月でございます、ほぼ完成しておる状況でございます。当然ながら、それに向かって中身を詰め込んでいくということも今年度、既にやっているところでございますが、全ての先生方が来年度4月には異動するというふうな状況になりますので、来年度もきちっとそういったことを教育委員会と学校と一緒に詰めて、いいものにしていくということが我々の課題であるというふうに認識をしているところでございます。

小中一貫型の教育を進めていきたいというふうに、これもことし少しスタートしておりますが、コミュニティ・スクールについても、とりあえず小学校のほうではほぼ体制が確立をされている状況でございますが、何といたっても安全についてでございますね。川口小学校での残念な事故以来、施設の安全点検や子供たちと一緒にあった安全教育については、特段高いレベルで各学校では取り組んでいただいておりますし、施設内だけではなく、交通安全、防災等々も含めまして、安全に関して子供たちと一緒に取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございます。教育環境、先ほど中学校の話がありましたけれども、何といたしましようかね、前も多分、私、1期目とか2期目のときにいろいろと申させていただいたことがあるんですけども、男女の感覚の違い、男女共同参画にはもしかしたら間違っている考え方もかもしれませんが、どうしても男性というのはつくるのが好きであって、しかし、女性のほうは中身から入ってしまうんですね。形じゃなくて中身から。箱物つくって魂入れずじゃないけれども、やっぱり学校という基本的な部分、教育、育てるところがつくところに関しては、形よりも先に中身。やっぱり心が伴っていないと、子供たちは学校へ行ったから頭がよくなるわけでも、性格がよくなるわけでも何でもなく、やっぱり心がわかった上で、子供たちがそれに反応して、よき社会人というか、よき大人を見て成長するんじゃないのかなと思っております。

その辺のところは、やっぱり言葉を1つずつ選んでいただいて考えていただければなと思っておりますし、今後の、幼稚園も含めた幼保連携、また子育て支援センターの件もありますけれども、そういったところでもぜひとも教育長、やっぱりその辺のところは、中身からと、何のためにという中身から入っていただいて、手段的に箱物ができましたということをお話していただければ、じゃないと、何でもかんでも、ちょっと成果が欲しくてつくったもんねと、逆に言えば聞こえてしまうかもしれない。非常に残念なことです。目的があってやっていることなので。

その辺のことをもう一度御理解をいただければなと思っておりますし、先ほど課長のほう

から、いいテーマで、安全ということでは言っていましたので、次の質問のところなんですけれども、学校施設の雨漏りについてというところで、学校教育課として、どうでしょうかね、今、非常に小学校、雨漏りの話が出てきておりますけれども、その安全面という雨漏りの件で、いかがでしょうか、その辺のところのお話を聞かせていただけますか。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石橋正隆君）

雨漏りのことですが、中学校は今度新しくなりますが、小学校はやはり、ほとんどの小学校で雨漏りが頻繁に発生しているということですが、随時対策を行っているわけですが、雨漏りはなかなか難しゅうございまして、こっちをふせれば、こちらからまた雨漏りが発生するというので、なかなかイタチごっこのところがあるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございます。

議長にお許しをいただきたいんですけれども、実際に学校で雨漏りをしている写真がありましたもので、それをちょっとよければ拝見していただければと。

○議長（川野栄美子君）

済みません、持ってきてください。——これなら配られても結構と思いますので、どうぞ。

○7番（平木一朗君）

許可をいただきましたので。（写真を示す）ありがとうございます。

現状といたしまして、小学校の雨漏りというものは、別に倉重市政から雨漏りをしているわけではございませんで、昔はやっぱり植木市政、その前からかもしれません。一つ一つの雨漏りが大きくなってということもありますけれども、その小学校のほうでは、これは本当、用務員さんに感謝しなきゃいけないんですけれども、翌日は雨になるだろうとわかっておったら、用務員さんがちゃんと雨漏りする箇所のところをそうやっておけを置いているんですよ。何でか。子供たちが滑らないように、事故が起きないようにということです。

残念ながら大川市では、今度、用務員さんがいなくなり、警備会社のほうにお願いをするわけですが、学校の先生だけでそういったふうな前日からとか夜遅くに校舎に入って、そういうことが教育長できるんでしょうかね。現状、ほぼ全校で雨漏りしているし、体育館でも雨漏りしております。そんな中で、廊下を走るなど言っても、子供たちです。走ってしまって転んだりもしております。体育館では、もちろん運動する場でありますので、体育館でも転んでいるのが現状と聞いております。

教育長どうですかね、用務員さんが一生懸命頑張っただけで今までできてきたこと、来年度以降、そういったことを考えますと、どういうふうな心配がありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

平木議員の御質問にお答えいたします。

確かに雨漏りににつきましては、先ほど課長が答弁をいたしましたように、至るところで漏れている現状がございます。特に、小学校の廊下に関しましては、このように広い廊下でありますと、なおさら子供たちは走り回ってやっているわけございまして、御指摘のとおり、機械警備を来年度からスタートするに当たり、いわゆる管理人さんがいない状態での危惧をしているところでありますので、来年度に向けて、全ての小中学校で機械警備に向けてやりますので、そこも含めた管理について、今後検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

確かに管理ということでは大事な事じゃないかなと思いますが、雨漏りの改善にはつながりませんので、子供たちがいかに安全で、ぎりぎりの線で守るかということが管理の部分じゃないかなと思っております。市長も多分その写真というのは何度か見られたこともあるかと思っておりますし、ある小学校では、壁から雨水が伝わり、全面つるつるになってしまうというのも聞いております。

倉重市長は今度、子育て支援総合施設とか、さまざまな子育て、安全とかいうことを、子

育てしやすいまちとっておりますけれども、一番大事な小学校の安全の面で、建物でこんな状況があることに関して、限られた財源とは言いながら、非常に苦しい思いもしているんじゃないのかなと思っておりますけれども、市長、この写真を見て、いかがでしょうかね。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

小学校で雨漏りがひどいということでございまして、確かにぬれている廊下を走るということは大変危のうございますので、そういう箇所につきましては、応急的に措置をしてまいる必要があろうというふうに思います。

抜本的には、やはりもう何十年もたった学校で、この間、大規模改修事業も、それほど円滑にといいますか、十分な期間で全てが行われてきたことではないというふうに考えております。

市役所も雨漏りをずっとしてございまして、ようやくと今、根本的な改修に着手したところでございますので、全てを、例えば、建て替えるとか、大規模改修とかということにはならないとは思いますが、今現在こうやって雨漏りがしているということでもありますので、そういう箇所につきましては、速やかに対処してまいりたいというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

速やかに対処してまいりたいという言葉いただきました。

せっかく子育てで安心・安全、安心して子育てできるまちなんですよということを市長がうたっているにもかかわらず、学校のほうでは雨漏りをして子供たちが転ぶ。先ほど川口小学校の痛ましい事故の件もお話がありましたけれども、教育長もわかっていらっしゃるかと思いますが、走った廊下で、また体育館で滑った際に、尾骨を折った、腕を折った、何を折った、大川市のほうがそういったことで雨漏りをする校舎があるよということが広がっていくことよりは、やっぱりいち早く対応していただきたい。

先ほどの写真も本当は皆さんに見せるべきかもしれませんが、私としては非常に恥ずかしいものでありますので、その分のところ、そしてまた、倉重市政で始まった雨漏りではございません。やっぱりそれをぜひとも、子育てということを一番最初に言っていらっしゃる

んだから、まず一番最初に小学校の雨漏りに対して迅速に対応していただいて、保護者の方はみんな言われます。学校の雨漏りを私たちはずっと言いよったばってん、やっとな倉重市長になって雨漏りを直してくれたと。やっぱりそれも一人ひとりの市民の皆さんがよそに対してPRをするから、大川って住みやすいんだよとつながってくるのだと思いますので、ぜひともそれをお願いしたいと思います。

ふるさと納税の件もありましたね。確かに大川市は基金、貯金、そういったものがないので、何とかふるさと納税の基金で貯金、自由財源をつくっておかんといかんという気持ちは十分わかるんですけども、ふるさと納税でいただいたお金で、小学校全部の校舎の雨漏りが直りましたというパンフレットだけでも、大川市に対しては家具が欲しくてふるさと納税をされている方もいらっしゃるかと思います、地元ふるさとのためにふるさと納税を払っていらっしゃる方にしたら、ああ、自分たちのお金はこんなことに有効に使ったんだ、小学校懐かしいねという話につながっていくこともあるかと思います。そういう面においては、迅速に対処していただくと市長が言っておりましたもので、その部分よくよく考えた上で速やかに行動に移していただきたいと思ひますし、本当にこのまま放っておけば、子育て支援総合施設の建設どころじゃないと思っています、本来であれば。優先順位が違ふと私は感じております。

その部分に関しては、子育ての倉重市政だからこそ、ぜひとも小学校の雨漏りの件に関しては修復の計画をやっていただければと思ひておりますので、市長いかがでしょうか、再度の確認でございますが、お願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

雨漏りをしているところはちゃんと直さないかんということはそのとおりであります、現状の子育て支援センターは、言ってしまうと、学校よりも老朽化がひどい状況にあります。学校に手がかかるから子育て支援センターをしないでいいということにはならないんだろと思ひます。限られた財源でありますので、やはり優先順位をつけていかなければならない。

そして見たときに、今の子育て支援センターの老朽化の具合と学校施設の老朽化の具合というのは、より子育て支援センターのほうが老朽化が著しいということは御理解をいただきながら、ただ、雨漏りがして危険なところはしっかりと対処していかなければなりませんし、

ぜひ学校現場におかれましては、先ほど議員が走るなど言っても走るんだと言われましたが、走らないようにするというのも教育であるというふうに私は思います。個人的なお話を申しわけありませんが、私も小学生のときに廊下を走って大けがをした記憶もございます。

やはりそういうことをさせないために、子供がけがをしないということが一番でありますので、雨漏りをとめるということももちろん大事なんですけども、現状として、走らないようにという教育もぜひ学校にはお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

速やかに適材適所ということで対処していただければと思いますし、体育館に関しては、学校の子供たちだけではなくて、選挙があるたびに投票所として活用されております。そんな中で、前回、大川市の選挙があったときに、やはり雨漏りがして、その体育館の中で有権者の方が雨漏りした箇所によって転んだという話も聞いております。そういう面においては、走る、歩く、関係なく、やっぱり滑りやすくなっていることでありますし、雨漏りというのは、けがのことももちろんそうですけれども、ほったらかしておく、そこからカビが生えたり、また、大きく箇所が広がったりするというのが切実です。現在、ずっとそういったごまかしごまかしながらされてあったのも予算がないけれど、予算がないからそういったふうにごまかしごまかしされながら、何とかしてやりくりされてあったんじゃないのかなと思っておりますけれども、もう根本的な解決をしなければ、なかなか雨漏りは直らないような時期に来ておりますので、そこら辺のことも御理解をお願いしたいと思っております。

迅速な対応をしていただくということで、ぜひともそのことでやっていただきたいと思えますし、ウィキペディアとかでも倉重市政は子育てというふうに出ておりますので、しかし、学校は雨漏りというふうにならないように私も頑張っていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

続いて、雨漏りの件については、先ほど倉重市長のほうから御回答いただいたので、残りの10か月、またそれ以降もつなげていけることじゃないかなと感じておる次第です。

次に、高齢になっても住みやすいまちづくりということで、市長の所信表明の中で、生涯を通して安心して住み続けられる優しいまちづくりを進ませるということで話がありました。

介護支援だったりとか、連携だったりとか、介護予防だったりとか、さまざまなことに

なっているんじゃないのかなと思っておりますけれども、市民の皆さんが思っている優しいまちづくり、高齢者にとって優しいまちづくりというのは、課長、その辺のところどうでしょうかね、感じていらっしゃるのか、進んでいる——進むというのは言い方が変ですけれども、市民の皆さんが十分そこに関して感じていらっしゃるでしょうかね、その辺、答弁よろしく願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

下川健康課長。

○健康課長（下川慎司君）

生涯を通して安心して住み続けられる優しいまちづくりは進んでいるかという御質問ですけれども、これにつきましては、言いかえますと、国のほうでもよく言われている地域包括ケアシステム構築のことで、それが大川市として進んでいるかどうかということになるかと思っておりますけれども、御存じのとおり、地域包括ケアシステムといいますのは、可能な限り住みなれた地域において継続して住み続けることができるよう、住宅を前提といたしまして、医療、介護予防、それに見守りなどの生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のことでございますけれども、本市においては、先ほど議員からもおっしゃられていました在宅医療・介護連携事業、これとあと介護予防事業、それに生活支援体制整備事業などに取り組んでおるところでございます。

それぞれの進捗状況を紹介させていただきたいと思っておりますけれども、まず、在宅医療・介護連携事業につきましては、昨年度、平成30年度から大川三潴医師会のほうに事業を委託いたしまして、各種事業の展開をしていただいているところでございます。

まず、具体的には、平成30年4月に、ケアマネジャー等の専門職の方ですとか、あるいは一般市民の方からの相談を受ける窓口といたしまして、在宅医療・介護連携センター大川三潴というところを開設いただいております。

そのほかにも、今後の在宅医療・介護連携事業をどのように進めていったらいいかという話し合いの場、そして進めていく場として、医療職ですとか介護職、これに加えて老人クラブ、民生委員さんなど、多くの関係機関の代表者の方々に集まっていたの他職種連携協議会というのを組織していただいて、昨年度は年に8回ほど研修会等を実施いただきまして、医療職、介護職の知識の向上に取り組んでいただいているという状況です。

私たち行政のほうも、医師会に委託しているだけではなくて行政主導でも、医師とケアマ

ネジャーの連携というのが一番大事な部分でもあるというふうに考えておりますので、そのための研修会を実施して、専門職同士の顔が見える関係づくりということで研修を重ねて、在宅医療・介護連携の現在の課題ですとか、それに対する対応策を協議していただく場として大川市の在宅医療・介護連携推進会議というのを行政のほうでも組織して、各種課題への対応について努めているところでございます。

続きまして、介護予防事業についてですが、これにつきましては、従前から元気が出る学校ですとか元気クラブ、あるいはゆうゆう会などを行ってまいりましたけれども、倉重市長となりましてからは新しく取り組んだ事業といたしまして、認知症の初期集中支援チームという、医師職等、専門職のチームを組んで支援に当たるというような事業も始めましたし、あるいは認知症の方と家族の方の集いの場を2か月に1回程度行っております。それと、元気カフェ、あるいは、先ほど市長の壇上での答弁もありましたけれども、成果連動型認知症予防事業などを始めております。特に、今年度から始めました成果連動型認知症予防事業につきましては、いろいろと民間のノウハウを生かして行政コストを抑えながら社会的な課題の解決や行政の効率化などを実現するための仕組みを活用いたしまして、高齢者の通いの場において認知症予防と、いわゆるフレイル予防等に取り組んでおりまして、これも全国に先駆けて初めての試みとして成果連動型で行っております。それで、国のほうもその成果について注目をされているところでございます。

最後に、生活支援体制整備事業についてですが、これも何回も申しておりますが、市内6つの生活圏域において協議体を設置しまして、いろいろと話し合いを続けていただいているところではございますけれども、地域によってちょっとまださまざまなことがございまして、進んでいるところ、まだ進んでいないところ等ございますので、今年度中にもう一度、先行した協議体や他の先進自治体の取り組み等を紹介するような場を、できれば来年2月に開催いたしまして、それぞれほかの協議体のほうでも協議が進むように今後とも支援をしていきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、以上で答弁を終わります。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございます。課長の性格でしょうかね、本当に詳しく説明をいただきましてあ

りがとうございます。

市長が所信表明で言われたところに関して、安心して住み続けられる優しいまちづくり、これはやっぱり住んだ人たちが、住んでいる人たちが、住んでよかった、大川でよかったと思えることじゃないかなと思っております。そのためには、もちろん介護や在宅介護かれこれもありますけれども、片方では老老介護、そして、仕事をやめて親の介護をしなきゃいけないような状況、特に仕事をやめられた方に関しては、お金がないから介護でしていただくようなことは自分でやるしかない。そんな中で、スーパーの、夜遅くなって半額のシールとか、そういうのを張られたやつを買ってきて、お父さん、お母さん、これは朝の飯に食わんねとか、俺がおらんときに食べてねとか、何かそういう話を多々聞いておりますと、やっぱり本当に日の当たらなきゃいけないところって一体何だろうかと感じているところもあります。介護の休日ということも大事じゃなかろうかなと思っております。

私が思っているのは、たまたまうちは中心市街地のほうに住んでおまして、中心市街地の中には病院がたくさんあります。そして、銀行も歩いて行ける距離です。郵便局だってあります。そして、お薬だつてもらえるところでもありますし、食事に行くにしても徒歩で行ける範囲。そういったことで、生活環境としては非常に高齢者にとっては、徒歩で済む話でありますし、すぐそばに病院があるということであれば、一分一秒を争うような場面においても、大川市は久留米市以上に病床数かれこれですら、医療関係でいうと恵まれた地域で、これは武器だと思いますので、その辺のことにしましては、高齢者にとって大川の魅力というのは、私自身はやっぱりそういうふうな医療連携だったりとか、緊急時において非常に対応が早いということじゃなかろうかなと思っておりますけれども、課長どうでしょうかね、市長が言われた高齢者にとっての大川の魅力、そういった部分が一言で、もし課長が今感じていることがあれば言っていただければと思いますが。

○議長（川野栄美子君）

健康課長。

○健康課長（下川慎司君）

大川の魅力ということですが、先ほど議員がおっしゃったように、いろいろな医療機関、介護、それぞれいろんな施設が整っていて、大川市の場合は平たんで面積も狭いということで、そういった部分での暮らしやすさというのはあろうかとは思いますが。それと、1つこれは、昔ながらの地域のつながりといいますか、そういったものもいい意味で残ってい

る部分があるのかなと。どちらかといえば、農村部のほうが特になんでしょうけれども、そういった地域のつながりがいろいろ、万が一のときの助けになるといいますか、安全・安心のまちづくりのためにはぜひ必要ですし、そういったつながりが、例えば、高齢者の関係でいいますと、ゆうゆう会の組織であったり、老人クラブの組織であったり、そういったところが活発に、ゆうゆう会ですと、ほとんどの公民館でやっていただいていると。こういったところは多分、他市では余りないのかなと思いますので、そういった地域のつながりを大事にしながら、高齢者にとって安全で住みやすいまちづくり、そういったのも魅力ではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございます。他市にはない魅力というのは、ばんばん打ち出さなきゃいけないと思っております。今、大川にあるものに関しては、PR不足じゃないのかなと思っております。もっともっと打ち出していただいて、やっぱりそこは武器として構えていただければかなと思っております。

また、高齢者にとってということも、これだけ超高齢化社会になっていきますと、日に日にさまざまな問題があるのは事実でありますし、国の施策にしても、さまざまな施策がある。まだまだ足りないところが多々あるんじゃないのかなと。試行錯誤しながら、日々、目線はどこかと。お年寄りさんたちが住みやすいまち、お年寄りさんたちが、ああ、ここでよかったと思われるようなところの目線で行政というのはかかわっていただければと感じている次第です。

続きまして、インテリア産業と農水産業の活性化、振興について質問させていただきます。

当時、4年後の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れたトップセールス、女性が買い物に来たいまちづくりを通じて、大川の基幹産業であるインテリア産業の振興を目指すということで市長は所信表明で申されました。その部分について、成果等があれば教えていただければと思います。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

市長が就任以来の成果ということですが、2020年、来年ですが、東京オリンピック・パラリンピックに向けてスタートしましたシティセールスにつきまして、首都圏で職人MADE大川家具のブランディングとか、それから、ネコ家具関係、それから、IFFT展、ギフト・ショー、それから、平成29年に八芳園と包括的連携協定を結びまして、イベントなどで市長からしっかりとしたトップセールスをしていただいております。

特に、ネコ家具関係につきましては、すごくマスコミ関係が取り上げていただきまして注目を浴びております。実際に市長と東京のほうに行きましたら、大川といたらネコ家具よねと言われる首都圏の方が結構いらっしやいまして、すごい声が上がっているのも事実でございます。実際に認知度は確実に上がっておりますし、平成30年、実際に広告を打つということになると費用がかかります。広告換算料というのがありまして、ネコ家具だけで年間約88,000千円の広告換算料が出ております。これは、NHKを除く民間のマスメディア関係での広告換算料でございます、かなり高い金額が出ておりまして、今でもマスコミのほうからネコ家具を貸してくれ、大川の家具は何がいいですかという問い合わせも結構あっております。

特に、市長におかれましては、先日、笑い話じゃないですが、代官山の「ネコ家具LAB!!」へ行っていました。そこはセレブの方が結構いらっしやいますし、外国人の方も結構いらっしやいます。外国の方が来られると、市長みずから堪能な英語で会話していただきまして、逆にうちの職員は後ずさりしてしまったというところがありまして、そういうところに向けて、他国にも市長にトップセールスをしていただいておりますというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございます。所信表明のときのオリンピックとパラリンピックに関しては、さまざまな取り組みがあり、決まりがあり、当初言われたようなことはなかなかできなかったんじゃないかなと思っておりますけれども、課長が申されたとおり、トップセールスに関しては非常に頑張っている姿というのも多々見えております。ただし、セールスと名前がつく

ぐらいでありますので、セールスマンというものは成果が全てであって、売り上げが何ぼかということになってくると、「……」がつくところもこの3年間の中ではあったんじゃないのかなと思っておりますが、非常にシティセールスとしては、ずば抜けてPRしていただいているのも事実でありますし、ネコ家具というのは、別にネコ家具——ネコ家具という手段をもって大川家具をPRするということに関しては、非常に広告料も安く済ませられたことは事実であります。

ただし、やっぱりテレビだけではなくて、最近若い人たちが見ているユーチューブ、特に女性が買い物に来たいまちづくりということであれば、若い女性が今テレビを見ているかという、ほぼほぼ見ていないのが実情でありまして、SNSやユーチューブ、そういったものを通してネコ家具等をうまく使えばいいと思うし、一つの案ですけれども、いっそのこと日本中にある猫島、有名な猫島のところに大川家具、ネコ家具をお貸しして、協定を結んで、ともに発信のときにやっていただければ、世界中から猫好きな人たちが集まってきているのは事実でありますので、大川家具をPRするためのネコ家具の手段ということで捉えていただければありがたいんじゃないかなと思っております。

ネコ家具云々かんぬんではなくて、まださまざま聞かなきゃいけないこともあるんですけども、また最後のほうに木工関係のこともお話をさせていただこうと思っておりますけれども、次に、農業、水産業です。ICT等を活用したスマート農業の進展について、課長のほうからよろしいでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

中島農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

ICTを活用したスマート農業の進展ということです。

平成29年度から取り組んでおりますけれども、実績といたしましては、平成29年度において生産者向けのICTセミナーを開催しております。

また、平成30年度におきましては、イチゴ栽培におきましてICT技術の活用として、ビニールハウス内に環境制御装置を設置しまして、温度、湿度、二酸化炭素等の見える化を図ります。そして、光合成の最適化のための技術管理の習得の支援を行っております。

また、アスパラガスにつきましては、夏場の水やり作業の省力化を目的に、ハウス内の土壌分析の、土壌の水分センサーと連動した形の、遠隔地からでもスマートフォンで水やりが

できるようなシステムの実証実験ですね、こちらのほうの取り組みを支援しております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

このスマート農業のみならず、ICTを活用した産業、IoTを活用した、また最近ではAI革命でありますので、その産業というのは非常に大事なわけであります。

ただし、この農業に関して言わせていただければ、事業者の方が御理解していただかねばならないと思うし、それなりの設備投資もやっぱり大変じゃなからうかと。特に、JAを通してということもあるんじゃないかなと思うんですが、民間企業でも大変立派なIoT、ICTを活用した農業、特に園芸施設に関しては非常に取り組みが早く、さまざまなことをやっております。

この件について、課長にちょっと質問させていただきたいんですけども、やっぱり事業者の方にこのICT、IoTを活用した農業、また、AIを活用した農業というのをいかに知ってもらわないかなと思っております。そういう面において、どうでしょうかね、民間企業の方たちとか、JAの方でもいいんですけども、そういうふうな話を聞く機会、また、農業従事者だけじゃなくて、他産業をやっている方たちもそういうふうな農業としての産業ですかね、それを見る、話を聞く機会というのは、大川の中には年間でいうとそういう説明会とかがどれくらいあるんでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

市内で直接的にそういう形で説明会が実施されるということは、数としては余りないと思います。

私も1年間感じておるところでございますけれども、まずは農業者にスマート農業のメリット、省力化とか生産性の向上、こちらのほうのメリットを知っていただくような機会をつくっていくことは必要だと思いますので、そういう説明会なり、実演的なものを開催していくというのは市としても考えていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

まずは機会の場をつくっていただくことが必要じゃないかなと思うし、新たな農業への参加、そういった部分でも、ぜひともIoT、ICTを活用した農業を広めていただくためにも、やっぱりそういうのを多分、倉重市長であれば、JAはもちろんのことでございますが、ほかの民間の企業がされているそういうスマート農業、その部分のことは多々、たくさん学んでいらっしゃるんじゃないのかなと思いますけれども、どうでしょうかね、農業従事者だけじゃなくて、次に農業を始めたいなと思っている企業の方だってたくさんいらっしゃると思うし、農業は産業ということで、物流の会社とかで取り組んでいるところも多いかと思います。

この大川の中において園芸農業というのは、イチゴだったりとかアスパラとかが進んでおりますけれども、今後、農業従事者の人口の確保を考えた場合に、やっぱりそういうふうなスマート農業のすばらしさというものを、もっともっと後援をしていただくべきだと思いますけれども、市長どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

今、市でやっているICTのセミナーでありますとか実証実験というのは、市が主導でやっておりまして、JAがやられているわけではありません。どちらかという、農業者の方々の集まりがJAですから、こういうのがありますよと、お勉強されてはどうですかというのを市が投げかけて、JAに協力をしてもらって大川の農家の方々にお伝えをしていると。構図としてはそういう流れでございます。

いろいろな民間の方、アイデア、事業者の方々とともに研究をして、どれがいいかというのは、これまた農家の方それぞれでありますから、そういうことをやっているということと、今、使えるものと使えないものもいろいろありますから、その実験自体も大川でやっていただくことによって、事業者としては、大川でお世話になったというとあれですが、そういう試験ができる環境を探されているのも、いろいろな会社がありますので、そういう方たちと農家の方の橋渡しをしていくということでございます。

企業の農業への参入ということを言われましたけれども、基本的に農業者をしっかりと守っていかないといけないのは、産業としての農業はもちろんなんです、市全体からすると、やはり土地利用型の農家の方々がいらっしゃるおかげで、田んぼがあり、クレークが整備をされて、ひいては災害時に被害が少なくなっているということでもあります。

大川市が物すごく広くて、なおかつ耕作放棄地がたくさんあるような現状であれば、農業に参入していただきたいということで企業なり法人を誘致してくるということも優先順位としては高くなるのかもしれませんが、いろいろな方が入ってきていただいても、もちろん活性化という面ではいいんですけれども、現状それほど広くない農地の中で、耕作放棄地も余りないという状況の中では、あえて今の段階では企業の方々に農業どうですかということよりも、今いらっしゃる農家、特に若い農家の方々がしっかり生活ができるように、いろいろなアイデアを吸収できるような、そういう勉強の場であったりということをやりながら、土地利用型と施設園芸がうまくバランスがとれるような農業がこの大川でできていくのが優先かなというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

市長が常々言われますように、やっぱりゲリラ的豪雨、大雨のときのことを考えれば、水田というのは非常に大事なわけでありまして、我々の暮らしをしっかりと守っていただいている役目もあります。そういう面で、土地利用型というのは十分に配慮しなきゃいけないところは十分わかっております。

また、園芸農業も、結局はこれから働き方改革ということで、次の質問につながってくるんですけども、人口減少の時代をどう生き抜くか。市長も一番最初に所信表面で言われました。一番の課題は人口減少なんだよと。全ての財政において、この人口減少が大きな原因となっていると。その面では、今、木工所を初めとして、後継者不足であったりとか、人手がなかなか入ってこない、だから機械をとめざるを得ない、また、私たちサービス業をやっている人間に関しては、人が入ってこない、だからランチ営業をやめなきゃいけない、もしくは黒字なんだけど店を閉めなきゃいけないということで、商工会議所を中心として、M&Aとか、そういったことで何とか企業が残っていただくように頑張っているところでございますが、このままほったらかしておくと、とんでもないことが起きるんじゃ

なかろうかなと。

そんな中で、働き方改革ということで、女性の活用だったりとか、障がい者の雇用だったりとか、はたまた、最近私も歩いていてよく見かけますけれども、外国人の労働者ということがありますが、やはりここは本来、民に入ることはなかなか行政としては厳しいかもしれませんが、例えば、農業や水産業であれば、先ほどのAI技術だったりとか、ICTとか、そういったふうな活用によって障がい者の方たちも雇用が生まれやすいこともあるかと思えますし、木工所の関係でも、きちんとしたマニュアルがあれば、そういったさまざまな方たちが入りやすいところもあるんじゃないかなと思うのですが、このままほったらかしたらとんでもないことが起きるんじゃないのかな。また、納税に関しても大きく変わってくるんじゃないのかなと思っております。

廃業にならないように、せっかく黒字なのに廃業にならないように、民間企業の人手不足に対して、市政としてどのようなお考えがあるのか、これは市長のほうにお考えを聞かせていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

人手不足の問題は深刻だと受けとめております。直接いろいろな方々からお伺いしております。これは木工業も農業も同様に言われております。であるから、先ほど議員が言われましたように、例えば農業であれば、アスパラを自動で収穫するロボットというのは既に開発されておりますので、それが使えるかどうかは別として、そういう機械を使って人手不足を解消する手段、それから、今、雇用環境、労働のマーケットの中に余り出てこられていないのが、やはり障がい者の方々だろうというふうに思っております。そういう障がい者の方が一定のスキルを得て、人手不足に悩まれている事業者の方のところに出向かれて働くというのは、双方にとって非常に大事なことだろうと思っておりますので、どういう支援が行政としてできるのかは考えていきたいと思っておりますが、いずれにしても、そういうのは推進をしてまいりたいというふうに思っております。

また、外国人の問題につきましても、特に木工所の家具関連企業の方々からはかなり期待をされているというところでもございますので、直接的に行政が人を雇うということはございませんけれども、環境としてどういう環境を整えていくのがいいのかとかいうことについ

ては、事業者の方ともお話をしながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

一番大事なのは、注文があるけれども、つくり手がいないのでお客さんを断ってしまうということも今発生しているというふうにも聞いておりますので、そういうことのないように、例えば就業支援等々、いろいろな面で市のほうに御相談いただく方々に丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ぜひともその点については市長も十分に危機感を感じていることだと思いますので、一分一秒待たないの状態かと思っておりますので、さまざまなアイデアを考えていただければなと思っております。

昔、家族経営でやっていたころは、まとまった仕事が入ってくると、まず、夕方5時まで従業員さんたちに頑張ってもらって、夕方5時以降は家族全員残って夜遅くまで仕事をして、ブラック企業云々じゃないんですけれども、家族だからそういう持ちつ持たれつ夜遅くまで、多分、農業のほうもそういうのが多々あったんじゃないかなと思っております。今の時代、核家族で、なかなかそういったことができない。そして、家族であっても金銭的なトラブルが多々あることも事実でございますので、この人手不足に対しては、やはり何かしらの対策が必要じゃないかなと思っております。

また、外国人の話が出ておりますけれども、これは意見ですが、集団生活の中で、やっぱり大川市の中で、これは考え方一つだと思いますけれども、地域に溶け込むようであれば団地等の中で集団で暮らしていただいて、地域の人たちに溶け込んでいただければと思っておりますし、空き家とかの活用にもつながってくるんじゃないのかな、そして、木工所の人たちには福利厚生の部分では非常にプラスのほうに動いてくるんじゃないのかなと感じているところもありますので、意見を言わせていただきました。

令和平成・消費者経済総研が出した令和トレンド予想というのがありまして、令和時代は移動革命の時代でありますと発表されております。市長とかはいろんな雑誌を見られているので御存じだと思いますけれども、移動革命とは、超移動革命と移動しなくなる革命ということでありまして、移動しなくなる革命というのは、自宅に戻らなくなる、塾へ行かなくなる、仕事場や現場業務に行かなくなる、コンサート会場や観戦しに行かないというのが令和

時代に大きく進んでいくということです。後ろのほうではICT、IoT、またAIを活用して、移動しなくても自宅で作業ができる環境があるということでありまして、また、超移動革命というのは、マイカーがなくなる、所有者というのがなくなってしまう、そして、空中で移動、磁力で超高速移動、これは令和時代に必ず実現されることでありまして、今までの公共交通のインフラを大きく変える、今、現に日本の中では各自治体がさまざまな形で連携をとろうとしておりますMa a S、モビリティ・アズ・ア・サービスですね、その部分があります。

大川の中でも、高齢者の方たちの交通の便が悪い、大学生も交通の便が悪いというふうな案件がありますけれども、そういう面においては、このMa a Sという技術ですね、そういうのを持っている企業と各自治体が連携をとり合って、自分たちの将来の人口減少、公共交通サービスの低下、それに対して各企業と連携を図ろうということで、官民連携で実証を取り組んでいらっしゃるところもあるかと思えます。これは農業に関してはもちろんそうだと思いますし、水産業ももちろんそうだと思いますが、やはり大川市として人口減少のことを考えるのであれば、官民連携の部分のそのような企業とのタイアップ、連携、そして、実証を積み重ねていく一自治体として推進していくことも必要じゃないかなと感じている次第でありますので、ぜひとも各課長においては、そのような最新のもの、そして、各企業とも連携をとり合って、新規参入、また、労働者の方たちが少しでも仕事が楽になるように考えていただければなと感じている次第です。

では、質問に移らせていただきますけれども、倉重市長が目指す大川市の大局、これに対する今後の大川の利点を生かした手段、今、3年間、市長をされてあって、さまざまな種をまいてきたと思いますし、また、新たないい種というのも見えてきたんじゃないかなと思っております。私だったらやっぱり有明海沿岸道路だったりとか、そういったところが武器になるんじゃないのかなと思っておりますけど、市長の目で、この大川の利点を生かした手段ということをお話いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

しゃべらせていただければいっぱいしゃべりたいんですが、議場でありますので、大きく2点だけ、今後の大川市について、常々申し上げておりますが、来年、2020年、令和でいえ

ば2年度につきましては、沿岸道路ができます。中学校が統合されます。そして、薬学部ができるということでもあります。ひとつ長期的、あるいはもう少し広域的に俯瞰をすると、この有明海沿岸地域の経済はもっともっと発展できる力を秘めておるといふふうに確信をしておりますが、その力を発現させていくきっかけがこれまでなかったといふふうに思っております。明治時代は大変栄えたところでありまして、佐賀の鉄鋼関係と大川の海運によって非常に栄えた場所でもございます。いま一度、有明海周辺地域の経済を活性化させるには、やはり先ほど言われました有明海沿岸道路が開通をいたしますので、これを生かさない手はないといふふうに思っております。

加えて、明治時代と違うのは、現在は佐賀空港がございます。佐賀空港、あるいは佐賀県佐賀市とともに、この地域を活性化させていきたいといふふうに思いますし、そのための起爆剤として、壇上でも申し上げましたが、大川の駅構想を何としてでも実現して、大川だけではなくて福岡県南地域、そして佐賀県の地域、ひいては有明海の周辺部、山がないというのは非常に大きなメリットでありますので、そういう地形的なメリットも生かしながら、その中心として大川が立っていくということを長期的、あるいは広域的には考えております。

もう一つは、先ほどの3つのことの最後に言いました薬学部の開設でございます。6年後には1,800人の大学生が大川市にいるということ、小・中学生とほぼ同数になるということでもあります。そういう18歳から24、5歳ぐらいまでの若い人たちが大川にふえるということでもありますので、その方々が地域に出やすいように、あるいは我々大川市民、もともとの大川市民とより密接な関係が結べるように、いろいろな事業を展開していきたいと思っておりますし、何より学生にとりましては、先ほどモビリティの話が出ましたが、通常、大学生というのは歩いて学生生活をされております。今でもそうであります。いろいろ学生さんにお話を聞くと、もっと飲食店が欲しいとか、そういう要望もありますので、大学周辺がそういう学生にとって、いわゆる過ごしやすい、キャンパスの周辺部分も含めて一体的にキャンパスとして捉えていけるような、大学生の皆さんがそういうふうにもちに出てきていただくと、大川市全体にもまた出てきていただけるのではないかなど。そこに、例えば中学校とかに出向いていただくと、交流をふやしていただくということで、沿岸道路と大学生の増加ということをしっかり生かしながら、今後の大川市をつくってまいりたいといふふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

市長から熱い答弁をいただきまして、ありがとうございます。私自身も市長の思うとおりでございまして、内政、外政がはっきりしているなど思っております。やっぱりこれも、この有明海沿岸道路を用いた大川というのは、非常に大事な地区になってくるんじゃないかなと思っております。

市長は「財界九州」において、2018年12月号では、「筑後佐賀の越境連携に期待感 “大野島、を有明海のハブに」ということで記事を出しておりますし、ちょうど同時期やったですかね、佐賀県が提唱されたのも筑後佐賀一体圏域ということで、非常に持ちつ持たれつ、相思相愛で、多分そういったふうなイメージも湧きやすいことじゃないかなと思いますし、翌年の2019年12月号では、「住民による県境をまたいだ地域おこしが動き出した大野島、本市もその後押しになるような拠点施設を整備したい」と、「財界九州」の記事を市長が出してあります。

私自身も、この有明海、佐賀空港はもちろんのことですけれども、三池港自体も外易コンテナが非常にふえてきているのは事実でありまして、輸入コンテナのうちの85%が家具というデータが平成30年度のデータでは出ております。大川も三池港に対しては非常に利用度が高いのも事実であります。三池港と佐賀空港を結んで、大川というのはちょうど扇のかなめでございまして、この地区に陸、海、空の部分の拠点を導くか導かないかによって、大きく私たちの地域が変わることであるんじゃないかなと思っております。

ただし、前も言ったとおり、事は一人からは起きませんので、いかにこの筑後地域、また大牟田、熊本、また佐賀のほうは白石とか、その辺まで連携し合って、この有明海域の広域をしっかりと大川でPRするんだと、そして、全ての貿易が、海がいいですか、港がいいですか、陸がいいですかという判断がこの大川の地区で十分できるんですよというところも含めて連携し合っただけならば、私たちの今後の道の駅の件から何からというのは大きく、私たちにとっては、そこを目指そうという気持ちになるんじゃないかなと思っております。

市長のほうでも、佐賀空港への思いは先ほど聞かせていただきましたので、ぜひともそれは進めていただきたいと思っておりますし、そして、中心市街地の件でも言われておりました。薬学部が来年からスタートして、6年後には1,800名の学生になると。学生、学生という話ばかりでございますが、この中心市街地のほうは非常に高齢化率が進んでおりまして、

独居老人の方、老老夫婦の方々が非常に多いです。そして、空き家も多い。そして、危険家屋等で空き地になったところだってある。そういうところを再開発するかしらないかによって、学生の目線というのは大きく変わってくるんじゃないかならうかと思います。

課長もきょうはいらっしゃるんじゃないかと思いますが、これは事業者がするかしらないかでまずは決めなきゃいけないんですけれども、先ほど市長の答弁であったとおり、この1,800名の学生、そして高齢者、その中でもう一つ大事だなと思うのは、障がい者の雇用というのがここにうまくかかわるかかわらないかによって、非常に中心市街地というのは雰囲気が変わってきて、人と人の会話というのがつながりやすいんじゃないのかなと思っております。その上においても、やはり柱となる部分においては、中心市街地活性化法、いわゆる中活法の適用、そういうことで、商店街中心となるのか、最近だとまちづくりタウンみたいなところが中心となるのか、また商工会議所が中心となるのかということですが、行政もぜひともそこら辺については計画するかしらないか、6年後の1,800名に向かってということであれば、今から準備しても十分間に合うんじゃないのかなと思っておりますが、課長そのあたりのところはいかがでしょう。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

中心市街地活性化法の関係なんです、実際にまちづくり三法の中で以前からこの法律がありまして、いかに商店街、中心市街地を盛り上げていこうかということでありました。

平成13年、約18年前に1回、中心市街地活性化基本計画を検討委員会、それから策定委員会、ワーキンググループに分けて基本計画を立てました。実際にいろんな手段で、どういふふうな方々に参加していただくかということで、苦労はありましたけど、実際に地域全体、商店街と地域の方々の合意形成がないとなかなか進まないというのがありまして、はっきり言って基本計画で倒れたというのが事実でございます。

やっぱり商店街の方々、地域の方々、それから商工会議所、それから行政、役割分担はかなりあると思いますが、やっぱり地域の方々が盛り上がらないことにはどうしても合意形成ができないのかなというのは一つありますが、市としては今、リノベーション事業という形で、商店街が新しく変わっていく、それから、リニューアルしていくということで、事業で補助金を出して、新しい店舗が少しずつふえているのは事実でございます。また、新規創業

の支援も行っておりますので、そちらのほうでも新しく商店街以外でも、商店街にも新しい事業が展開されているのが事実でございます。また、今はやりの健康おたく的な、ジムとか、健康を重視した、そういうお店も結構ふえております。そちらのほうにもうちのほうとしては支援をさせていただいております。

まず、実際少しずつ少しずつ商店街の中にそういうお店ができて、若い人たちが入りやすいような店舗ができてから、中心市街地活性化を地域とともに盛り上げていけたらと思っております。

○議長（川野栄美子君）

7番。

○7番（平木一朗君）

ありがとうございます。私は商店街の理事長をさせていただいて、やっぱり感じているのは、商店が走っても、地域の住民がついてこなければ、意見が違えば、それはもう破綻するのが当たり前であります。ただし、市長が言われておる、生涯を通して安心して住み続けられる優しいまちづくりって一体どこにつくらんといかん、モデル地区は一体どこかといったら、この中心市街地じゃなかろうかなと私は思っている次第です。

今後、商店街が中心となってまちづくり等の中活法を活用することよりも、住民の方たちがそこに住んで安心して生活ができるという視点から商店街をしっかり支えるとともに、ともにまちづくりのタウンを形成することによって、交通弱者の高齢者の方々や障がい者の皆さん、そして、1,800名の大学生の若い力、そういった方たちにとってこの地域が住みやすいまちになっているかどうか広がってくるかどうかによって、大川に行ったら、あそこに行ったら多分わかるよと、生活のしやすさがと、見えるようなモデル地区もつくらんといかんやなかろうかなと。そのためには、やはりPFIやPPP、官民ファンドだったりとか、まちづくりファンド、そういったふうなところをするための機関としてタウンマネジメントというものを誰かしら中間でちゃんと整理してくれる人間を持ってこんといかんかなと思います。今、住民の方たちもそういう話をしていますので、今だったら十分にその話を前に進められるんじゃないかなと思っております。

ぜひともそういった面では、1,800名の学生さんたちはもちろん、ここの地域に住んでいただくことももちろんそうですけれども、高齢者の方たちが生きがいを持って、学生の若い子たちとも話し合いながら、いろんな場所で若さからエネルギーをもらうということも大事

なことをごさいますので、そういったことではぜひとも前に進んでいただければなと思っております。

最後になりますけれども、令和初となる流行語大賞には、ことしのラグビーワールドカップで史上初のベストエイト進出を果たし、日本列島を熱狂の渦に巻き込んだ日本代表のスローガン「ONE TEAM (ワンチーム)」というものが選ばれました。

ラグビーのほうでは、私も高校のときに格闘技等をやっていて体格がよかったもので、フォワードの経験が何回か、お手伝いだけで行ったことがあったんですけれども、ワンフォーオール、オールフォーワンということは今までずっと聞いておりました。ひとはみんなのために、みんなはひとりのためにと。そして、今度は「ONE TEAM (ワンチーム)」という言葉が流行語大賞に選ばれたと。

市長が描く、先ほどの市長の思いを、短い時間ではごさいます、今後の大川を描いた気持ちを語っていただいたことだと思っております。市民の皆様はその思いが一つ一つ、一つにつないで、大川の元気、笑顔、勇気を大切に育て、未来に希望の持てる大川の実現に向けて、また全力で取り組んでいただければと思っておりますし、もう一つ、過去には戻ることができないんですよ。しかし、みんながワンチームで一つになることで未来はつくることができます。このつくるということは非常に大事なことでありますので、市長、ぜひとも、もっともっと多くの方に語って、この指とまれでもいいです、そういった気持ちの中で、ワンチームとなって、自分の描いた絵図がわかりやすい絵図を描いていただいて、そこに向かって市民全体となり、我々市議会ももちろんそうですけれども、前に向かって、この10年進めるんだという気持ちで進めていけば、必ず未来はつくれますので、ぜひともその気持ちで、残り10か月となっておりますけれども、いま一度、原点を見直して頑張っていただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

一般質問を続行いたします。

次に、1番西田学君。

○1番（西田 学君）（登壇）

皆さんお疲れさまです。時間が昼近くなっておりますけれども、引き続き続行させていただきます。

議席番号1番、西田学でございます。

今回、2つの質問を通告させていただきました。

1つ目は、カラスなどの鳥獣被害対策についてです。

2つ目は、筑後川、花宗川の今後の災害対策計画についてであります。

まず、カラスなどの鳥獣被害対策についてです。

大川市には、山間部がなく平地であるため、イノシシや猿は存在しておりません。しかし、カラスやハトは存在しており、特に冬場は大陸からミヤマカラスが大群となって押し寄せ、麦や大豆、ビニールハウスなどに損害を与えております。

また、農業以外でも、ごみをあさり、衛生面や美化の観点からも非常に問題であります。

そこで、質問をいたします。

現在、市で実施されている鳥獣駆除の実施状況と、鳥獣被害防止のためのより効果的な手段、方法を検討されているかについて、御答弁をお願いいたします。

そして、2つ目の筑後川、花宗川の今後の災害対策計画については質問席より質問をさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

西田議員の御質問にお答えいたします。

本市における鳥獣駆除の実施状況につきましては、鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特別措置法の規定に基づき、平成13年より、大豆、麦等の農作物への被害防止のため、銃器によるカラス等の駆除を大川・大木猟友会に業務委託し、年3回実施しております。

次に、鳥獣被害防止に向けた、より効果的な対策についてのお尋ねでございますが、先ほど申しましたとおり、本市では農業被害を防止するために鳥獣駆除を実施しておりますが、特に、カラスにつきましては、記憶力や学習能力が非常に高いため、駆除活動において御苦労されていると伺っております。

また、銃器による駆除以外の有効な捕獲方法につきましても、近隣自治体との間で情報交換を行いながら模索しておりますが、効果的な手段を見出せていないのが実情であります。

この点につきましては引き続き、民間やほかの自治体における取り組み事例等の情報収集に努めながら、より効果的な対策を研究してまいりたいと考えております。

一方で、鳥獣の駆除に頼らない被害防止対策も重要でございます。

例えば、農業においては、麦、大豆等を中心に播種期日の統一や種子への忌避剤使用の徹底のほか、一般生活においては、ごみの適正管理や樹木の管理など、カラスが集まる場所や増加する要因をつくらないことが大切でありまして、一人ひとりの地道な取り組みが鳥獣からの被害防止につながると考えております。

いずれにいたしましても、これからの鳥獣被害対策としましては、駆除と防護の両面から対策を講じていくことが必要でありますし、引き続き鳥獣による、農業、市民生活への被害防止に努めてまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（西田 学君）

市長ありがとうございました。

大豆の被害、麦の被害、それからごみをあさるといようなことがございました。それ以外にも被害状況がございましたら、担当のほうからよろしく願います。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

農業水産課のほうに寄せられるカラスによる被害の分について御報告いたしますと、やはり農作物への食害、種子について先ほど壇上から市長から申しましたとおりの部分。あと、ビニールハウスに穴をあけて困っているといようなことが年に数件ほどが寄せられることがございます。

また、春先の子育ての季節になりますと、巣がかかっているカラスが威嚇をしてくるような話もございますので、その場合については、市としてこちらのカラスの生態のほうの説明とか、巣に近づかないこととか、あと、傘を差したり帽子をかぶるような自己防衛の手段をとってくださいといような話もしております。

農業水産課のほうとしては、以上のような報告がっております。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1番（西田 学君）

猟友会さんによる駆除は、平成13年より年3回ほどやられておるということでございます。

この猟友会さんの1回に要する人数、それから時間、そこら辺を具体的によろしく願います。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

有害鳥獣駆除の実施状況ということでございますけれども、猟友会の人数としては、大川支部の部分で会員さんが9名、これに農業水産課職員3名とJAの職員が1名、4班に分かれる形で実施をしております。

捕獲方法につきましては散弾銃による捕獲を実施しております。

従事時間につきましては、年3回やっておりますけれども、5月と7月については午前7時から12時、11月については午前7時から15時で実施しているところでございます。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（西田 学君）

成果といいますか、撃ち落とした数といいますか、多分、カラスとかハトだろうと思えますけれども、そこら辺わかればよろしく願います。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

直近3年間の部分で御報告いたしますと、平成29年につきましては、ドバトが90羽、カラスが105羽、アオサギ1羽という形で合計196羽。

平成30年につきましては、ドバトが49羽、カラスが103羽、合計152羽です。

本年度、令和元年につきましては、ドバトが32羽でカラスが101羽、合計133羽を駆除しております。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（西田 学君）

思ったよりも成果が出ておるなという感じがしております。ただ、年々少し減ってはきておりますけれども、ことしは、たしか11月24日、ちょっと天気が悪かったんですね。ですから、そういう影響もあったのかなというふうに思っております。

それから、日ごろ我々が見ているカラス、これは3種類いて、聞いたところによりますと、ハシブトガラス、ハシボソガラス、それからミヤマガラスというふうにお聞きしております。これは、それぞれねぐらとか、あるいはどこから飛んできているのかなというふうに疑問を持つわけですけれども、わかったら教えてください。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

カラスがどこからやってきているのかということですが、さっき言われた3種類のうちミヤマガラス、今、ちょうど冬の時期、今の時期についてたくさん群れているのは大体ミヤマガラスということでございますけど、こちらについては、冬場に越冬のためにユーラシア大陸のほうから渡ってきておりまして、性質上やっぱり群れで移動するというので、一定期間、長時間同じところにとどまることはなくて、数日間ぐらいで移動していくということでございます。

ハシブトガラスとハシボソガラスについてはふだん、一年中見かける留鳥でございまして、大体カラスの行動範囲が10キロから20キロと言われておりますので、ふだんは、森林がある場合は森とか、あと、大きな木のある神社とか公園、こちらのほうを夜はねぐらにしているということでございます。

ねぐらについてどこにあるかというのは調査をしておりませんので、わかりかねます。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（西田 学君）

ありがとうございます。個人的な感想ですが、昔からの原生林といいますか、お宮とかの木もだんだん減っているように感じますので、そのねぐらがなくなれば——なくなるというか、減っていけば若干減るのかなというふうに、ちょっと市長が腕組みされたので、そうじゃないかなと思ってあると思います。

先ほど市長より、ほかの地区のやり方等を少し話されましたけれども、カラスだけでよろ

しいので、ほかの全国的な取り組みとか、回数とか、結局カラスが——先ほど言いましたように、柳川から飛んできておるんやないかみたいなことを言われる方もいらっしゃるし、よくわからんとですね、生態系が。ミヤマガラスについては少しわかりました。

それで、ほかの地区のカラスについての状況をもう少し具体的に教えていただければと思います。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

全国的な駆除の実態、方法ということでございましたが、全国的に、銃器による捕獲というのが一般的なものです。

近隣につきましても、ほぼ同じような形で年に3回とか4回、回数とか日数は違いますが、近隣についてはやっております。

農業被害と別の話で、都心部、東京とかああいうところで一時期たくさん群れていた部分とかについては、例えば大きな5メートル四方ぐらいの箱わなを仕掛けてやるとかということもあっておったり、追い払いを目的に、タカとかフクロウとかの猛禽類を使った追い払い作業をやっているという事例はあります。一定効果はあるということですが、根本的な解決には至っていないというのが現状のようでございます。

市長の答弁にもありましたけれども、基本的にはふやさない、自然にふえる以上の部分をふやさないという部分が大切かと感じております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（西田 学君）

猟友会による駆除はどのような趣旨や方針といたしますか、目的は何なのでしょう、お聞かせください。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（中島聖佳君）

基本的には、カラスも含めまして野生鳥獣は保護されるべきものでございますので、鳥獣

保護管理法において、基本は守る。あと、ふえ過ぎた部分とか、管理すべき部分については、駆除も含めてやっていくということです。大川の場合については例外、農業に被害があるという部分で法律の中で定められる範囲において駆除をしておるという形で実施をしていると、農業被害の軽減のためにやっているということです。そこを御理解いただきたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（西田 学君）

わかりました。その方針や趣旨、目的を、もっとしっかり市民にお伝えすべきではないかというように思います。

まとめに入りますけれども、私は共存共栄できないかというふうに考えております。

すみ分けができればいいと思います。カラスだけが非常にふえたような気がしております。

例えば、カチガラス、スズメ、サギ、これなどは、最近減ったのではないかというふうに思います。見なければ見ないで、少し寂しくなったりしております。

私が小さいころは、多くの家庭で鶏を飼っておりました。そして、見よう見まねで、子供たちはハトを飼っておりました。実は、私もそのうちの一人でした。

先ほど言われました趣旨や方針、これをしっかり市民の方々にもっと伝えていただきたい。なぜなら、今やられている散弾銃による駆除が生ぬるいと感じている市民が少なくないというふうに思うからです。どうかよろしくお願いします。

以上でカラスなどの鳥獣被害対策についての質問を終わらせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

環境課。

○環境課長（堤 稔彦君）

済みません、一番最初の御質問で、市民から寄せられる被害状況ということで環境課のほうからですが、指定袋のごみのカラスからの被害ですが、これが冬場が多いということですが、今の時期は大体1日10か所ぐらい荒らされているところがあるということです。しかし、そういう散らかっているところも掃除をし、かき集めて収集をしてきておるところです。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（西田 学君）

続きまして、筑後川、花宗川の今後の災害対策計画について質問をいたします。

ことしの夏と秋、全国的な大雨被害を受け、河川の安全対策に変更はないでしょうか。

10月12日から13日にかけて、台風19号が関東、東北地方を直撃しました。少なくとも7つの県で被害があり、140か所で堤防が決壊しました。

決壊の原因には、3つのメカニズムがあるそうです。

1つは越水、これは堤防の上を水が越して行って堤防を壊すと。あるいは、逆にそれが戻って、戻り水というものもありまして、堤防を壊す。

2つ目は侵食ですね。水の勢いで堤防を壊してしまう。

それから、3つ目が浸透。水がしみ込みまして穴をあけると。そして、川と反対側のほうから壊していく。穴がほげて、反対側から壊れる。これはパイピング現象とも言うそうです。

それで、10月21日の西日本新聞の朝刊を、私なりにまとめてみましたので、読ませていただきます。

国交省は河川整備基本方針に基づく計画で、全国109水系について200年に1度の水害に耐えられるかなどの目安で堤防の必要性や規模を決め、20年から30年を目標に整備を進めている。九州の国管理20河川では、堤防が必要な区間計1,822キロのうち、大きさが水準に達していなかったり、堤防自体が設置されていなかったりする区間は409キロで2割超に上る。その409キロのうち、堤防はあるが、計画水準に達していない区間は369キロで、筑後川水系が117キロを占める。割合でいうと、最も高いのは緑川水系——これは熊本ですね——46%に次いで筑後川水系が40%である。また、全く堤防さえない区間が、九州で約40キロ。このうち12キロは筑後川水系であるというふうに載っております。

それで、数字がいっぱい出ましたので、わかりやすく筑後川水系だけを言いますと、堤防が水準に達していないところが117キロ、堤防さえないところが12キロあるということでございます。

それではお尋ねします。

まず、筑後川についてです。

大川市やその上流市町村では、堤防強化のために今後の計画に変更はありますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

田中建設課長。

○建設課長（田中浩二君）

筑後川水系の国管理区間の河川整備につきましては、平成18年に策定されました。その後、近年の豪雨被害状況等によりまして、平成30年に一部見直しがなされました筑後川水系河川整備計画によりまして堤防強化等の治水対策が進められております。

大川市内におきましては、高潮対策事業といたしまして、新田・金剛院地区、小保地区などの堤防が今現在、整備されまして、大野島の大角地区におきまして、今現在、堤防の整備が進められておるといふような状況であります。

○議長（川野栄美子君）

1番。

○1番（西田 学君）

課長ありがとうございました。

続きまして、花宗川についてお尋ねをいたします。

酒見堰より上流地域の改修計画に今後変更はないでしょうか。例えば期間の変更、あるいは堤防、酒見堰より上流のほうには堤防がございません、大川の場合ですね。それで、堤防を新たにつくるというような計画はないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

建設課長。

○建設課長（田中浩二君）

花宗川の改修計画についてでございますが、県管理の花宗川につきましては、昭和43年の工事着工以来、これまでに新酒見堰、花宗水門等の整備が行われております。

平成22年に改修計画の見直しがなされまして、上流域の整備、調節地の整備などが計画されております。その計画に基づきまして、現在、橋梁の架け替え、護岸工事等が進められているところであります。

現在、県におきまして花宗川、新橋川などの筑後川下流域の12の河川を対象としまして、今後おおむね30年の河川整備の目標や内容を定めるため、筑後川水系下流圏域河川整備計画の策定が今現在進められているところであります。この整備計画によりまして、今後、事業

のほうが進められるということでもあります。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（西田 学君）

花宗川につきましては、9月議会でも一般質問をさせていただきました。今回の全国的な、あるいは国管理のところ为重点視されて計画変更とかになるということですので、花宗川は県管理になります。それが、同時に計画的に早めてくれというのか、あるいは大きなところに予算を取られるので、おくれてしまうかとそこら辺の懸念がありましたので、聞いたところでございます。

それから、堤防がないというのは、皆さん意外と知らないんですね、堤防はあるもと言われるんです。堤防がないということは、安心やというふうに実は思っておりました。ある人からも言われました。けど、実際問題、9月議会でも申し上げましたけれども、7月21日、8月28日の大水によってかなり浸水しております。そういうことで質問をしたわけでございます。

それでは、これもまともに入りますけれども、治水の王道は堤防だそうです。高さや強さが必要であります。整備途上で仕方ない面もあるかと思いますが、命にかかわる問題ですので、国、県、市が早急に進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、ソフト面では、大川市の地域防災計画、これを早急に見直してほしいと。議員になったときに、こんな厚いのをいただきました。実は、放っておいたんですけれども、500ページぐらいあって、かなり文字ばかりです。それはもちろん必要だからしょうがないと思いますけれども、その中で、資料編というのがございまして、一番後ろにありました。これは古いんですね。ぱらぱらと見ただけでも、例えば交番の移転。明治橋交番は今はなくなって、移動しております。それから、消防もかわっております。それから中学校も、もちろん4月から変わります。それから、何より大川市防災会議委員会名簿、これは平成26年8月の日にちがついております。28名の名前が列記されておりますけれども、市長以下、ほとんど名前が変わっております。ですから、資料編だけでも早急に変更する必要があると思いますので、よろしく願います。

それから、最後の質問になります。

花宗川沿いの草、木、竹の伐採計画を立ててもらえないでしょうかということでございます。これは9月議会でも申し上げました。石神橋付近において、立竹木が繁茂、生い茂っている状況を改善してほしいという要望です。既に県が取得している河川事業用地において、その繁茂している状況が、花宗川両岸、北側は下牟田口、南側は鬼古賀、下木佐木の川南。1キロメートル以上にわたって、20年以上この状態が続いております。土地提供者や地元町民がきれいになるように、また、防犯上からも見通しがよくなるよう、去る11月17日、一斉美化運動の後に数十メートルを地元有志で刈り上げました。しかし、これは全体の1%にも達しておりません。ぜひ、花宗川の管理者である県に対して、短期間で無理なら数年かけてきれいにする、計画をまずつくるように要求をしてほしいということでございます。無理な計画とは全く思っておりません。ほかの地区でこういう状態のところは、私もずっと上流から下流までかなり見ておりますけれども、全くありません。それから、大木が多くて予算が多くなってしまうというのは、これは今まで長年放っておいたツケだと思えます。

それで質問いたします。

建設課のほうで、できるだけ範囲で結構ですので、刈り取りをしてほしいと。そしてまた県に対しては、土地所有者としての管理義務を果たすように強く要求をしてほしいと。お答えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

田中建設課長。

○建設課長（田中浩二君）

まず、花宗川事業用地の草刈り、樹木等の伐採を市で対応できないかというふうなお尋ねであります。そこはあくまでも管理者であります県が行うということが原則であるというふうに思っております。しかしながら、例えば市管理道路において通行に支障があるというふうな場合など、緊急的に対応が必要な場合等につきましては、県と協議の上で対応をしてみたいというふうに考えております。

また、花宗川沿いの定期的な草刈りや樹木の伐採等につきましては、地元区長からも要望が出されております。市といたしましても、地元からの要望と火災等も発生しておるところもありますので、そういうふうな状況も踏まえた上で、河川管理者であります県のほうに、適正な維持管理ということをお願いをしているところでもあります。

いずれにいたしましても、花宗川の管理者であります県に対しまして、引き続き、適正な

維持管理ということで要望を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

1 番。

○1 番（西田 学君）

ありがとうございました。

まとめに入りますけれども、今思っているのは、実は私は区長をさせていただいて、ずっと要望をしておりました。改修工事が起きています。それが、それまでの期間やろうということで、実は大した問題には思っておりませんでした。しかしながら、先ほども言いましたように、そこだけが20年以上取り残されているんですね。計算すると25年ぐらいあると思いますけれども、それも皆さん、意外と知らないんですね。もう本当、これぐらいの幅があるんですよ。これぐらいの幅が1.5キロぐらいあると思います。それがずっと25年ぐらいほったらかされておると。これは、先ほど言いました地元住民が余りにもおとなし過ぎた。もうちょっとやっぱり声を荒らげて言わなくちゃいけなかったんだと、本当に今思っています。最初は言おうと思っていなかったんですけど、でも、だんだんとそういうふうに思ってきております。

市や県がやってくれないと、先ほど言いましたように、今後も地元有志でやっていくほかありません。しかし、重機を借りればそこにお金がかかります。また、万一けががあつたら大変なことになってしまいます。どうか責任を持って、市や県がしっかりと管理していただくことを御期待申し上げて、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻は午後1時といたします。よろしく願いいたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、8番永島幸夫君。

○8番（永島幸夫君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号8番永島幸夫でございます。

質問の前に、令和元年における記録的な大雨、関東・中部地方の台風の被害など、自然災害の恐ろしさをテレビ、新聞報道で知り、あすは我が身かと切に思った次第です。

当大川市も、床下浸水、田畑の浸水がありました。また、被害に遭われた皆様に対し、改めて謹んでお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますことを心からお祈り申し上げます。

それでは、大川市斎場利用について質問させていただきます。

その前に、私自身、葬儀関係で経験したことをお話しいたします。

それは、ことし11月のことでした。佐賀県の小城市小城町の出来事です。父親が高齢で亡くなり、長男さんがただ1人で通夜、葬式、火葬に携わったわけです。参列者はなし、お金がないために本人さんは困り果てました。ところが、父親が生前、葬儀会社に積み立てしていた会員券が出てきまして、200千円あったというわけです。それを使って通夜、葬儀が行えると思っておられました。ところが、葬儀会社と話し合いの中で、その200千円は祭壇の基本料金ですよと言われたわけですね。このことはびっくりされまして、何でそげん祭壇がかかるじゃろうかというお話をされたわけですよ。そこで、そのホールの方の言い方には、いや、それは決まりですよとかいうふうな話をされまして、本人さんは、もう何も要らないと、何も要らないということで、どういうふうな通夜、葬儀をされましたかということ、6畳一間、恐らくお寺さんたちの控室だと思います。6畳一間にお棺と前机、お位牌なし、写真、遺影もありません。ただ、サービスでその斎場のホールの方がお花をちょこっと生けておりました。本人さんいわく、自分自身が葬儀に関する知識がなかったと。いつも親父、おふくろが行きよったから、自分はいくらも参列してないからわからなかったと、こういうものでしょうかねという言葉が出てきまして、今後、火葬だけのやり方にかわっていくんじゃないですかと。もう病院で亡くなった、自宅で亡くなった場合は真っすぐ火葬場に運んでもらうと。通夜、葬式もなしと、そういうふうなことになりやせんだらうかと言われました。皆さん、どう思われますか。非常に切ない話でございます。

話はもとに戻しますが、大川市の榎津、病院関係のビジネスホテルがあります。ここは大川市斎場を利用される方、親族の方、遠来からの参列者など、その方については、この自分ところのホテルを利用されるに対して通常の料金よりも安く出しますと。病院がお世話に

なっておりますと。あの大きい病院がそういうふうな言い方をして、お世話になっているから、大川市に来られた方、大川市民の方には最高のおもてなしをさせていただきますというお話がありました。現在使われております。民間ですらこのようなことをやってくれています。大川市斎場でも単なる貸し館ではなく、負担を少なく利用できる方法をやってください。市民の方のお願いです。市長の見解をお願いします。来年は市長選でございます。

第2番目に、市営住宅についての質問です。

日本国も人口減少、高齢者増加による労働力不足が大いに問題です。大川市も海外より外国人技能実習生が来ています。大川の基幹産業であります木工関係も、人手不足による労働力の確保が今後の課題になるかと考えています。小保団地、今は雇用促進住宅が名称が大川市公共賃貸住宅と変更になりました。

そこで、大川市市営住宅に雇用確保及び市民生活の定住を願って市長の見解を求めます。

あとは自席に戻り質問いたします。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

永島議員の御質問にお答えをいたします。

先に2つ目の御質問の市営住宅についてでございますが、本市が管理している住宅は、公営住宅法に基づき管理する市営住宅及び市独自の条例で管理する公共賃貸住宅がございます。お尋ねのようなケースでは、市営住宅への入居は難しいというふうに思いますが、雇用促進事業団より購入した公共賃貸住宅においては、既に外国人留学生が入居されており、個別の審査は必要でございますが、入居は可能と考えております。

斎場に関する御質問に関しましては、事前通告と若干違う部分がございますので、自席よりお答えをさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

本年10月1日より消費税改正における使用料金について、大川市民の皆様に対し、広報はどうされていますか、お答えください。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

10月1日からの消費増税に伴い、料金を改定した件ですけれども、これにつきましては他の公共施設、消費増税に伴い使用料が変わった公共施設とあわせて市報に料金が改定されますということで掲載をしております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

市報に掲載されていますということですけど、市報には料金の内容は今まで、今回の10月以降の市報には載っていませんけど、どんなふうでしょうか。この大川市斎場の利用の御案内という緑のやつを今、環境課長からいただきましたけど、どんなふうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

実際の料金につきましては、そのリーフレット、それから、ホームページに掲載をしております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

リーフレット及びインターネット上で見てくれとおっしゃるけど、御年配の方は見ておられません。それが実態なんです。だから、このせっかくつくった大川市斎場の利用の御案内とかできておるならば、これは全世帯に配ってもらえば簡単じゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

そのグリーンのリーフレットにつきましては、大川市斎場の御利用についてという御案内になっています。斎場は昭和54年からもう40年経過をしております、斎場については火葬

場のことについては市民の方は御存じかと思ひます。それで、広報につきましては斎場で通夜とか葬儀はできますという御案内は市報等でさせていただきたいと思ひております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

いや、お尋ねしよることは、料金についてのお話をしよるわけですよ。料金がどうかということですよ。それを表示したかったら、通夜が幾ら、葬式が幾らということと言わなかったら何もなりませんじゃないですか。これは大川市の斎場利用の御案内は、市民課に行って亡くなったときに渡されておるそうです。だから、それは手おくれじゃないですか。その前に内容がわかっておかんといかんということをお話ししよるわけですよ。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

リーフレットにつきましては、市民課、それからコミュニティセンター、各コミセンに置いておりますけれども、市報等での広報につきましては、今言いました利用ができますと、通夜、葬儀が利用できますという案内はさせていただきたいと思ひます。その中で料金についてもどういふふうな掲載をしたほうがいいか、ちょっと検討したいと思ひます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

今、環境課長がおっしゃったとおり、市報のほうに掲載してもらえるとということになっておりますので、それを期待しております。

大川市の斎場を利用すれば、市の収入源として大川市民であれば火葬は無料、大川市の市民は火葬無料なんですよ。通夜料が16,500円、葬儀場の使用料が11千円、これは大いに宣伝してもらっていいことじゃないでしょうか。課長、どんなふうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

斎場の広報ということですが、斎場はあくまで火葬場ということです。それにその施設の中で式場がありますので、通夜、葬儀が御利用になれますということです。通夜、葬儀ができますという御案内は当然していきますけれども、PR的なものということにはちょっとならないかなと思っております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

何か回答がおかしいですね。大川市の財源になるやつですよ。大川市の斎場を使ってもらえば、市の収入源になるやつのことをお話ししよるわけですよ。それをPRしないとか宣伝しないとか、それはおかしいじゃないですか。当然、お金がないお金がないと言いよるから、お金が入るようにすればいいじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

使用料は、当然市の収入にはなりますけれども、その式場を利用することで、エアコンとか電気代、そういう経費もやっぱり余分にかかるということにはなります。それで、丸々それが収入増になるというわけではないかと思っております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

それは電気料とか水道料の云々というのは、それを踏まえて料金を改正したわけでしょう。それは今の環境課長のお話ではちょっと納得しがたいことでございます。

それでは、質問を変えまして、市長に対してでございますけれども、9月の議会の段階で斎場に小さい祭壇の設置をお願いしたところ、市長は棚式台を市民サービスとして準備可能との回答を得ていますが、その後、どんなふうに対処されたか、お話しください。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

9月議会で永島議員の御質問にお答えしたのは、通夜、葬儀については宗教儀礼の要素が大変強いということで、それに使用する備品等を市が斎場に備えることは適切ではないけれども、写真とかお花とかそういうものを置く台のような、宗教的な意味合いがないというものであれば設置することは可能だというふうにお答えしたかと思えます。設置の必要性ですとか、式場の使用状況を勘案しながら、設置をするかどうかということについては判断をしまいたいというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

ということは、まだ計画には入っていないということですか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

斎場に備える、式場に備える備品なんですけれども、通夜、葬儀の方法、方式については個人の考えや思いがさまざまだと思います。必要とする葬具等も異なってくるかと思えます。市で設置したものが本当に使用されるのか、利用者の負担の軽減になるのか、そういうことを検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

これは斎場の利用の方からお聞きした話ですけど、現在、斎場にあるソファ、あれを使ってくださいという管理者からのお話があったそうです。座る椅子に関してはですね。でも、その簡単な設備で棚式台ができれば、それを置いておけば、あとは利用する人の立場ですれば簡単じゃないでしょうか。もう一回念のため環境課長お願いします。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

議員言われるようなことも含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

9月議会で初めて質問しまして、今度の12月議会でこういう話をしましたけれども、それでは、3月議会でまた改めて質問します。その間に設備をつくってもらえばいいかと思えます。

続きまして、市営住宅に関する質問でございます。

大川市で所有する団地は何か所、所在地、団地名をお答えください。そして、全戸数の部屋数と空き室状況をお願いします。

○議長（川野栄美子君）

池田都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

大川市の所有する団地ですが、まず、公営住宅法に基づき管理する市営住宅が5か所ございます。大字道海島に道海島団地、それから大字酒見に酒見団地、大字小保に小保団地、大字一木に北島団地及び一木団地です。総数でいいますと626戸でございます。11月末現在の空きが34戸となっております。

それから、市長申しましたように大川市独自の条例で管理する公共賃貸住宅が1か所ございます。これは小保の団地の中にございますが、戸数は160戸で、11月末現在38戸の空きがあります。一応こちらには被災者用の住宅を6戸用意しているところです。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

それは、38戸のうちに被災者用というのは、火事とか水害とか、そういう何かあった場合に空室を8戸用意しているということですか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

通常の空き室が38戸ございまして、あと6戸につきましてはそういった被災者、火災と

か災害とかそういったときのために6戸用意をしております、今現在は1戸入居されております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

6か所の空室があり、1戸は既に入居されておるといことですのでけれども、この賃料の収入状況、借りている人の支払い状況、未払い者に対するの取り立て方法、それからもう一件は市営住宅と、旧雇用促進の話をしましたけど、入居するときは風呂釜を持っていかにかいにかんという話を聞きましたけど、これは事実関係どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

平成30年度の現年度の収入状況で申し上げますと、先ほど申し上げた全団地合わせまして、調定額が199,081,600円に対しまして、収入額が195,585,800円となっております。徴収率でいいますと、98.24%です。未払いさんに対する措置につきましては、電話による催告等を行っておりますし、訪問による催告、それから、それでも応じない者については、法的な措置を行っているところでございます。

先ほど風呂釜の件をおっしゃいましたですね。風呂釜につきましては、もとの市営住宅、道海島を除きます4団地については、従前は入居者の方が御自分でつけられて外されるという形のタイプでしたので、そういった対応をとらせていただいておりますが、現在は全部私どものほうで風呂釜は手配してかえておるところです。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

ということは、大川市のほうで風呂釜の関係は全部負担しているということですね。

これは何年からやっておられますか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

正確には覚えておりませんが、恐らく平成21年度からだったと思います。いわゆる平成21年の雇用促進が一緒になったときからだったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

そうすれば、平成21年度から入る人は何も風呂釜に関しては何も要らないと。だけど、既に風呂釜を持って入居した人の、あとのその人たちに対する買い取りといたしますか、そういうことは何か発生しますか、どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

従前でございますと、先ほど言いましたように、昔のタイプの公営住宅というのはそういった形で、御自分で風呂釜、風呂おけを持ってこられて、それを退去のときにまた出されるというふうな取り扱いでした。いわゆる退去される際も、なかなかそれを出すのがまた大変というふうなことで、ほとんどの方はそのまま置いていかれるような形が現在では多うございまして、それに対する補償等は行っていないところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

それでは、内容についての質問ですけれども、この大川雇用促進住宅、大川市公共賃貸住宅についての質問でございます。

これは2DK、3DK、3LDKか知りませんが、その関係の家賃の関係はどんなふうでしょうか、お答えください。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

公共賃貸住宅につきましては、都合6棟ございます。小保の1棟、3棟というのが昭和54年度建設で3DKタイプになっておりまして、31千円です。それから2棟が同じ建設年度で2DKタイプとなっております、25千円です。それから、16、17、18の3棟が昭和56年度建設になっておりますので、こちらは3DKで33千円となっております。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

なぜ内容を詳しくお聞きするかと申しますと、市営とか県営よりか、この雇用促進住宅ですね、これが一番検査が厳しかったと聞いております。その関係者が教えてくれまして、雇用促進は厳しい検査だったと、あそこが一番しっかりできているということを言っております。

それで、先ほど市長の答弁の中で、既に外国人の方が入っておられると聞きましたけれども、これは当然、団地に入れば連帯保証人、その関係も出てくるとは思いますけど、これはどんなふうな経緯になっているのでしょうか。当然、外国人やったら、まさか本国からの連帯保証というのは難しいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

公共賃貸に入居されております外国人留学生の方の件ですけれども、通常の住宅の場合は、保証人として普通一般的には個人の入居者と家族が入られるという形態になりまして、個人保証を原則としておりますが、外国の場合はそういったことが難しいので、この場合につきましては、留学先の学校のほうに身元保証をしていただくような形でのとり方をしておりますので、日本人の方から別に保証人になってもらうとかということはしてございません。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

それでは、外国の方が来られた場合は、その事業所、もしくはその学校関係とかそういうところからの連帯保証があればオーケーということですか、どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

もちろん、国内でそういった保証人になれる方がいらっしゃれば、それで一番よろしいんですけども、議員おっしゃるようになかなかそういうわけにはいかないというふうに思いますので、私どもとしては、留学生であれば留学先の学校、就業の方であれば就業先の会社、そういったもので対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

それではもう一つ、大川市における外国人の方が団地には2人とおっしゃいましたけれども、それは事実でしょうか。また人数が変わることはありましようか、どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

なかなか外国人の数とかというのは、いわゆる個人のプライバシーにかかわってきますので、今、雇用促進につきましては、2名の留学生が1つの部屋を借りられてルームシェアをされているという状況でございます。公共賃貸住宅にいらっしゃる方はそういった形態になっております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

公共賃貸住宅については2人ということですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

そしたら、前は小保の市営住宅には中国人の方がいらっしゃいましたけど、これはどんなふうにその後なさっていますか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

私の記憶では、小保の団地のほうにですね、小保の市営住宅をおっしゃっているんだろうと思いますけれども、私どもの記憶の中では、外国人がいらっしゃったというのは記憶にないので、打ち合わせのときもちょっとお話しさせていただきましたけど、別の団地にはいらっしゃいますけど、小保の市営住宅では私どもでは知り得ておりません。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

そしたら、その方たちは、外国人の方は小保じゃなくて、どこの団地に住んでおられますか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

団地名を言いますと個人の特定につながりますので、状況だけ申し上げますと、帰化された方が1戸いらっしゃいます。それから、永住の方が1戸、一時的なそういった権利を持ってらっしゃる方が1戸ございます。今申しますように、市営の小保団地ではないということでございます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

わかりました。

それでは、生活保護受給者に対しての葬祭料は幾ら支給されますか。また、身寄りのない人や孤独死、行き倒れの人など、葬祭業務はどうされていますか。大川市の指定業者、指定お寺さんはありますか。その支給金額及び内訳をお答えください。

さらに、遺骨の行方、その方たちが遺骨を引き取らないと、遺骨を要らないという方がおられることを聞いておりますので、その遺骨の行方を環境課のほうよろしく、それから、生活保護の関係者、よろしく申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

斎場利用の関係、引き続きの質問での生活保護の受給者に対する葬祭料の関係ですけれども、国の基準額は182,900円となっております。ただし、葬祭に伴う実費額がそれ以下である場合、182,900円以下で済んだ場合につきましてはその実費額のほうの支給ということになっております。

その後の身寄りのない方、それから孤独死、行き倒れの方等の葬祭業務といった御質問でございます。

そういった方々につきましては、基本的にはやはりまず親族の方の調査を行わせていただいて御連絡をとらせていただきたいと思いますと思っています。御親族の方による葬祭執行ということで手続をしていただきたいと思いますというふうに考えております。ただ、親族がいない場合、または不明のとき、それから引き取り拒否、そういった場合のみ福祉事務所での対応、葬祭、生活保護の基準の額内での葬祭対応ということになるかと思っております。

それから、大川市の指定の業者さんとかお寺さんというお話でしたけれども、そういったことはありません。指定はないということでございます。生活保護費の葬祭扶助費、基準額内の金額支給ということになってきます。

それから、最後に遺骨のお話でしたけれども、遺骨につきましては、遺族の方がいれば当然引き取りをしていただくということになるかと思っております。親族の身寄りのない方ですね、それからどうしても引き取りができない場合、そういった場合につきましては、市の斎場の東側にあります無縁仏の納骨堂、そちらのほうに安置をしているところです。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

身寄りのない人、孤独死、行き倒れの関係ですけど、平成30年度は人数関係はどんなふうですか。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

把握している分ではゼロだと思っております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

対象者はいなかったということですか。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

そのとおりでございます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

遺骨の行方のことを再質問しますけれども、昔から兄弟は他人の始まりと申しますけれども、その兄弟ですら遺骨を受け取らないというケース、よくテレビでも報道されているように、新幹線の網棚に遺骨を置きっ放し、電車の中に遺骨を置きっ放しということを聞いております。これは私自身が、同級生がJRにおりました関係で、そういう話をよくやってくれよりました。

そして、今、斎場の火葬場のところの遺骨の収納関係ですけど、ここは何個ぐらい入るようになっていきますか。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

40個が安置可能かというふうになっております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

現在、1個しか入っていないということですか。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

現在、7体が安置をされております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

40か所にふえた場合は合葬といいますか、普通、お寺さんのところに無縁仏がありますけど、お寺さんの関係者が言うことには、合葬ということがありますが、そういうような方法は考えてありますか。と申しますのは、今後そういう方が、親戚関係とか姻族関係と申しますか、薄らいでくると思います。これで遺骨を引き取りたくないという方がふえてくると思いますが、合葬の関係はどんなふうに思っておられるでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

福祉事務所長。

○福祉事務所長（仁田原敏雄君）

近年では、7体のうち1体、平成28年度に1体案件がっておりますけれども、今のところ、40のうち7体ということですので、今、そういった検討まではしていないのが現状でございます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

環境課長にお尋ねします。

今までに火葬が終わりまして、遺骨の収納がありますね。その後、これは大きいから、小さいとに、コップぐらいの大きさにしてくれとか、そういう話はございましたか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

分骨ということかと思えますけれど、分骨のときは申請をしていただくということになっておりますので、そういうケースはあるかと思えます。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

申請ですか。ちょっともう一回言ってください。分骨の関係。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

済みません、ちょっと意味を取り違えていましたけれども、火葬が終わりまして、御遺族の方が骨つぼに入れて持って帰られる、その残りの持って帰られない分のお骨ということでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

コップぐらいの大きさということですよ。このくらいしか引き取らないと。あとはそちらで処分してくれるかどうかのお話を聞きよるわけです。と申しますのは、もうお骨は要らないから、ほんな形だけでいいと。仏壇がないところは、小さい仏壇を買って、その中にこのコップぐらいの大きさを入れて置いてあるわけですよ。そうすると、お寺さんにそれを納骨する必要がないから、お金が要らないで済むからとおっしゃったわけです。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

残骨の取り扱いですけれども、それは斎場の敷地の中に保管しておく場所がありますので、そちらに保管をするということになっております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

そうなってくると、生活保護の関係で仁田原所長がおっしゃったとおり、その箇所とはまた別にあるということですか。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

福祉事務所でします身寄りのない方のお骨を安置する建物と、残骨を保管しておく建物はまた別になっております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

そうですか。それは知りませんでした。残骨を保管しておく建物とは、そんなに建物が大きいわけですか、どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

斎場の東側になるかと思います。正面から言うと裏側になりますけれども、そこに2つ並べて建っておりますけれども、大きさ的には変わらない、2メートル四方ぐらいかと思います。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

ということは、そこが今のところいっぱいにはなっていませんか。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

残骨につきましては、1年に1回、業者のほうに引き取りをしていただいております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

1年に1回引き取りをされて、既にいつも空っぽにできるということですね。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

引き取っていただいていますので、引き取られた直後は空になるかと思います。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

その遺骨の、残骨の問題で、それが金銭的に利用されているというお話を聞いておりますけど、これはどんなふうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

残骨が利用されているか、その中に含まれている金属とかが利用されているかということですが、それも含めて引き取りをいただいているということです。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

だから、残骨が薬品会社とか医療関係者とか、そういうふうなところに実験的な材料か知りませんが、金銭的な問題は動いてないわけですか、どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

遺骨が別に利用されているかというようなことは、ちょっと私どもでは聞いておりません。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

先ほど環境課長がおっしゃったとおり、金属関係、そんなやつはどんなふうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

残骨を全て一時保管をしまして、それをそのまま持っただけという状況です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

そしたら、金属関係のことは全然発生していないということですね。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

お金の関係が発生しているかということでしょうか。金属を売却とかしてお金が発生をしているかということでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

そのとおりです。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

それは、先ほど申しましたように、斎場では残骨を全て一時保管して、1年に1回、業者の方に引き取っていただくということですので、その後のことはちょっと聞いておりません。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

そしたら、その引き取り料は、1年に1回幾ら払ってありますか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

そこも含めて指定管理者のほうで全て行っております。一応引き取り料は無料ということで聞いております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

ただでとりに来るということですか。そんなことはないでしょう。当然お金を払っているけど、指定管理者のほうがどういう内容か知りませんが、まさかただで引き取りに来るということはないでしょう。どうでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

こちらでは指定管理者のほうでその処分まで含めていただいております。それで、それは無料ということを知っております。その後、その業者が、どうして無料かということはちょっと把握をしております。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

環境課長、その件については一応指定管理業者のほうにお尋ねになっとってください。また来年3月のときに質問いたしますので。

それでは、別の関係で質問いたします。

葬祭料、亡くなった場合は当然、死亡診断書を持って火葬証明書を市のほうでもらわにゃいかんから来られますけれども、葬祭料については大川市はどんなふうに支給されていますか、お尋ねします。

○議長（川野栄美子君）

市民課長。

○市民課長（鐘ヶ江秀明君）

お答えいたします。

葬祭料につきましては、国民被保険者、後期高齢の被保険者それぞれ、1人当たり30千円支給しております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

わかりました。またこれより詳しいことについては、来年3月の議会で改めて質問させていただきます。

それと、もう一つの質問は、生活保護の受給者に対して、葬祭料の30千円は出ていますか、それとも出ていませんか、どうでしょうか。葬祭料です。30千円の葬祭料ですね。

○議長（川野栄美子君）

市民課長。

○市民課長（鐘ヶ江秀明君）

お答えいたします。

生活保護者に対しての葬祭料というのは支給をしておりません。あくまで国保、後期高齢者の被保険者に対しての支給でございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

わかりました。皆さん非常に高齢者が大川もふえております。若い人もふえていますけれども、それ以上に高齢者がふえまして、亡くなる方も、あそこもそこもというふうな内容になっております。この件につきまして、対策としてどうでしょうか、大川市長、倉重市長としては考え方、何かございませうか、お答えください。

○議長（川野栄美子君）

永島議員、質問の内容がよくわからないそうです。詳しく言ってください。8番。

○8番（永島幸夫君）

そういうふうで、大川市の斎場が、火葬場をふんだんに利用されているということを聞いておりますけれども、とにかく大川市の市民のためになるような施設があります。それをどう対処していくか、大川市の倉重市長の考え方を御教示をお願いします。斎場利用についての云々です。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

今現在、斎場利用について数がふえているというのはそのとおりであります。亡くなる方

が多くなっているという現状であります。火葬場としてですね。ただ、時代の流れとして、特に都市部では直葬も大変ふえておりますけれども、それぞれお通夜であり、葬儀についてはそれぞれの方のお考えがあつてされております。大川市の火葬場としては貸し館として先ほどから話が出ておりますように、場所をお貸しして、御利用されたい方には平成28年度からお使いになつてもいいということにしておりますが、現状、実際に利用される方は極めて少ないというのが現状でございます。9月議会のときにも申し上げましたが、葬儀葬祭業につきましては、極めて宗教的な意味合いが強いものでございますし、また、民業もございませぬので、行政としてやれるところでの範囲内でその貸し館ということでやっているということをお理解をいただければというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

8番。

○8番（永島幸夫君）

大体わかりました。100%はわかっておりませんが、大体わかりました。

それでは、これにて私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は14時5分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後1時52分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、11番箴島かおる君。

○11番（箴島かおる君）（登壇）

皆様こんにちは。一般質問本日最後の質問者となりました、議席番号11番、無所属議員の箴島かおるでございます。

早速ですが、大川市の防災対策について、大川市における後退道路の現状について、大川市の小・中学校の教職員の適正配置について、順次質問してまいります。

災害は忘れたころにやってくるということわざがありますが、近年の災害は忘れるいとまもなくやってきております。ここ5年、10年を見ても、日本では近年、激甚災害指定となる

ような大きな災害が多発しているような気がしております。

つい先々月の10月12日に静岡県に上陸した台風19号は、当初大きな風の被害が心配されておりましたが、風の被害よりも気圧配置の関係もあり、関東甲信越や東北地方の広範囲に記録的な大雨により、甚大な水害による被害をもたらしました。その被害は7つの県で20の水系、71の河川で140か所の堤防決壊が起きてしまい、17県で合計3万2,300ヘクタールが浸水してしまいました。住宅被害は全半壊の住宅は4,000棟余り、床上浸水3万4,000棟余り、床下浸水3万5,000棟余り、死者、行方不明者は102名という甚大な被害をもたらしました。犠牲者の方々、そして水害の被害に遭われて、いまだに後片づけに追われる方が多くおられると聞いております。被災された方々に改めてお見舞い申し上げます。

この災害について私が思ったことは、余りに多くの河川の堤防が決壊してしまったことです。大川市においても、ことしの8月27日の九州北部豪雨では、気象庁から警戒レベル最高位の大雨特別警報が発令され、佐賀県に大きな被害をもたらしましたが、大川市においては幸いにも大きな被害はなく済みました。テレビなどで何度も、命を守る行動をとってくださいとの警報が流れておりましたので、不安になりながらテレビを見ておりましたが、一方で、筑後川の堤防が決壊するなどという最悪の事態はまさか起こらないだろうという安全性への偏った思考が働いていたのも事実です。避難するとしても避難所として指定されている大川コミュニティセンターでは、自分の家と同じくらい水につかってしまうだろうから、家においても変わらないだろうと思ってしまっていたのも事実です。

10月の令和元年19号台風被害の水害状況をテレビで見ていると、これくらい簡単に堤防が決壊してしまうのであれば、近年の気象状況からすれば、今後の集中豪雨次第では、筑後川の堤防が決壊するような事態が十分に起こり得るだろうと心配になると同時に、現実的な問題として大川市の水害時の避難場所として指定している避難所は避難場所として本当に適当だろうか心配になってしまいました。

そこでお伺いいたしますが、大川市にとって防災上、今後起こり得る災害の一つとして水害を挙げることができると私は思うのですが、その水害時の市民の安全を一時的に確保するための避難所や避難場所は現行のままで大丈夫なのでしょうか、お伺いします。

あとは質問席にて順次質問してまいります。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

箴島議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、近年、梅雨末期のみならず台風接近時などにおいて、集中的な豪雨により日本各地にて毎年のように災害が発生しており、地球温暖化の現状を踏まえ、本市でも大規模水害発生危険性があると認識しております。

また、本市は平坦な地形であり、避難所として指定をしております施設につきましては、残念ながら、大規模水害時において浸水しないと断言できる施設はありません。

このため、市といたしましては、避難勧告等の際に開設する避難所につきましては、平家ではない施設を原則として開設し、小・中学校における避難所につきましては、浸水の状況によっては、避難された方の収容先を体育館ではなく、最初から校舎の2階以上の階にて収容させていただくことも考えているところでございます。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席にてお答えさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

御答弁ありがとうございました。

ことしの8月27日の九州北部豪雨の際、大川市で自主避難所を開設したとのテレビ報道があったので、宮前小学校に避難しようとしたところ、校門が閉まっていて学校に入れなかったとの話がございました。直接聞いたんですね。自主避難所の開設のときには、市の職員の方がどなたか常駐されるようにはなっていないのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

議員御指摘のように、校門があげられていなかったということにつきましては、おわびしたいと思います。

自主避難所につきましては、宮前小学校につきましては、自主避難の方が来られる可能性がある台風接近時などにおきましては、校舎の正面出入り口や1階の廊下の体育館側の扉に学校管理人の電話番号とか市役所の代表電話番号を記載したポスターを掲示しておりまして、避難して来られた方がその連絡をしていただきますと、管理人、または職員が駆けつけまし

て、鍵をあけまして、自主避難を受け入れているという状況でございます。

議員御指摘のように、校門についてはどうも申しわけございませんでした。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

ありがとうございました。確かに準備されていたみたいなんですけれども、どこに張ってあったのかはちょっと本人さんたちは御存じなかったみたいなんです、張ってあったんですか、それともどこか広報で回されたんでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

校舎の正面出入り口と1階廊下の体育館側の扉のところに張りつけておりました。張り紙をですね、連絡先の張り紙を張っておったところでございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

ちょっとそれは、門扉を多分あけても入れたと思うんですけど、やっぱり誰もいらっしやらないような様子で伺ったところ、勝手に入ることはいかんだろうと、普通常識だったらそういうふうに皆さん考えますよね。そういうところで、体育館側に張ってあったりなんかしてあるのは、もうちょっと前の辺に看板かなんかを上げて、その場所をどういうふうにするのか、案内文の張り紙を張っておくべきではないかなと思います。体育館側に、その中まで行かないといけないじゃないですか。そうすると、意外と見過ごすんじゃないでしょうか。その中まで入っていけばいいんですけどね。いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

議員御指摘のように、その辺のお知らせにつきましては少し工夫をさせていただきます、目につきやすいところとか、そういうところをちょっと工夫させていただきたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

じゃ、今のは常駐される市の職員さんというのはいらっしゃらないということですね、今のお話では。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

避難者が来られてから市の職員を配置するようになっております。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

わかりました。とにかく宮前小学校も水が入るといことなんですけど、水が入るところだから、どこも安心できる場所はほとんどないような状況なんですけれども、せめてもの自分の家が平家だったりなんかしたときに、それ以上に学校のほうは2階でも上に上がれば大丈夫だろうということ様子を見に来られたみたいなんです。そのままじっと家におりました、大したことがなくて済んだんですけどということだったんです。今後、そういったところも注意していただいて、ぜひ皆さんたちが安心していただくような、そういう避難場所にしていただきたいと思います。

大川市が指定する指定避難所は、平成27年2月に制定した防災計画では指定避難所が28か所ございますが、そのうち、浸水の心配がない避難所はゼロですか、先ほど市長がありませんとおっしゃいましたけど、いかがですか。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

市長が答弁したとおりでございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

私も気になっていたんですけど、ほとんど川のそばのところが多いような気がします。宮

前小学校も花宗川のすぐそばであるし、大川小学校のほうも花宗川のすぐそばでありますし、安心できる場所がないんですね。それで大丈夫だろうかと思っておりました。

では、次に行きますが、令和元年度台風19号水害の折、テレビの報道で知ったのですけれども、茨城県のどこの自治体だったか忘れてしまったのですけれども、防災対応には非正規の職員がかかわれない規則になっていたので、水害で道路が分断され、職員が市役所に出勤できずに、人員不足から災害対応が不十分だったとの反省から、非正規職員でも防災対応にかかわることができるように規則を改正したとの趣旨が報道されておりましたが、大川市では非正規の職員の方でも防災計画にかかわることができるような規定になっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（川野栄美子君）

地域支援課長。

○地域支援課長（中村政則君）

災害時における非正規職員の対応ということだと思いますけれども、本市におきましては、非正規職員の災害時の対応につきましては、災害発生時におきます職員の配備体制は非常体制であります第4配備としまして、職員全員での災害応急対応を行うこととしておりますが、災害対策本部におきます各班の行動マニュアルを定めておまして、これについては現在、正規職員以外の再任用職員や嘱託職員などについても災害時の対応職員としているところでございます。

災害発生後は、応急対応業務や復旧業務の比重が高くなりますので、通常業務を行っていかねばなりません。そこで、災害対応マニュアルに災害対策本部班員として定めておりません臨時職員も含めまして、職員が一丸となって業務を遂行していくという必要がありますので、そういうふうな対応を考えておるところでございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箆島かおる君）

安心しました。先ほど私が言ったところの茨城だったのですかね、そういったものが非正規職員がそこにはかかわってらっしゃらないということであって、やっぱりこういうときは必ずしも市の職員の方たちが大川市に在住ばかりじゃないということで、よそからもお見えになっているので、そういった対応がなかなかできないというところもあるかと思えますけ

ど、大川市はそれなりの市長を初め頑張っていらっしゃることを確認させていただきました。本当ありがとうございます。

それでは次は、大川小学校は災害時の避難所として指定されておりますけれども、大川小学校の校舎や体育館はグラウンド面から1.5メートル、2メートルくらい土盛りをして敷地を高めた上に校舎が建っております。建っていますよね。これは昭和28年の大水害のときの教訓を生かした上での措置だと思いますけれども、どうなのでしょう、お伺いします。どなたでも結構です。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石橋正隆君）

先ほど昭和28年の教訓かという御質問でしたら、それについてはちょっとわかりません。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

私は多分、昭和28年の教訓が生きているだろうと思っておりますが、本当にそこを直接調べたわけではないんですけれども、やっぱりあれだけの高さがあれば、安心、安全の場所として行けますよね。今、校舎ができ上がっておりますが、何でこういう質問をしたかというのは、今から大川小学校の校舎の敷地がかさ上げされているにもかかわらず、すぐそばに建設されている桐英中学校の校舎と体育館はもうほとんどでき上がっております。夜になるとすばらしい景色です。完成間近だと見えるのですけれども、校舎と体育館のいずれもがかさ上げされておらず、小学校の建物より一段低く、グラウンドの面と同じ高さに設置されております。これでは中学校の体育館は水害時には避難所として使えないし、校舎にしても職員室は恐らく1階部分につくられているだろうと思っておりますが、職員室には生徒関連の紙の書類などとか、大量に保管されているものがあると思うんです。先生たちの机の上にはパソコンなどと、水にぬれてしまっただけでは復元に困るようなものが数多くあると思うのですけれども、もし水害があっても被害を最少限度に抑えられるように敷地のかさ上げをせずに、グラウンドラインと同じ高さで建設されているのはなぜなのでしょう。

それから、正門のすぐ前には花宗川が流れております。その堤防を兼ねた道路から2メー

トルくらいおりたところが小学校のグラウンドラインとなっており、花宗川の通常の満水時より低いことは容易に気づくはずなんですけど、どのような理由でそのようになったのか、そのようなデザインになったのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

大川小学校の近くに建っている中学校に、なぜ盛り土をせずに校舎を建てたのかという御質問だと思います。

まず、グラウンド面と大川小学校の高さの差ですけれども、70センチほどです。それから、その前の正面の校門前の道路の高さとの差が60センチほどということになっております。

設計の検討の段階において盛り土をしないということにした理由ですけれども、大川小学校の事例を考えたところ、御存じと思いますが、今、地盤沈下ということが起こっております。中学校に関しても盛り土をすると、地盤沈下をする可能性があるということで盛り土はしないということ判断いたしました。

一方、盛り土をせずに床面の高さを高くするという方法も考えたところですが、これに関しましては、バリアフリーの観点を考慮したところ、床の高さを高くすることもしないということで現在の形状ということに決定をしたということです。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（笹島かおる君）

そういう理由と今言われましたけれども、地盤沈下とか、それから盛り土をすると地盤沈下をすとかいうふうなお話だったんですけれども、今の状態ではこの気象状況のときに大雨洪水、満潮と重なった場合はどうなるのかというのは、もう入っても仕方がないということで諦め状態なんですか。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

今、大川小学校と70センチ違うということで水が入ってもしょうがないというふうに思っ

ているのかということをおっしゃいましたが、何でもかさ上げしなかったかというのは先ほど主幹が答えたとおりであります。壇上でも申し上げましたように、大川小学校であっても、このいわゆる大川市の地形上、浸水しないというところはもうないということで、たまたま同じ敷地内にそういうことで建っておりますので、議員から見ればそういうふうに見えるのかもしれませんが、決して浸水していいとかそういうことを想定しているわけではなくて、あくまでも盛り土をすると、数十年後にやはり地盤沈下のおそれがあるし、日常使うバリアフリーに配慮すると、今の形状がいいだろうと。命を守るときには、もう2階以上に上がっていくということでありますので、そういった趣旨で今設計をしたということで御理解いただければと思います。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

難しいところですね、これはね、こういうのは。いずれにいたしましても、大川市には平成27年度に改定された600ページにも及ぶ立派な、ここに持ってきていますが、こんな分厚いのがですね、600ページにも及ぶ立派な大川市地域防災計画を定めております。しかしながら、大川市の地域防災計画は国が定めたから、義務的につくったものにすぎないような気がしてなりません。

例えば、大川市の地震被害の想定では、大川市に起こり得る地震として、耳納連山に沿った耳納断層帯による地震しか想定しておらず、大川市における被害の規模は、建物被害として10棟の全壊、138棟の半壊、人的被害については死者が1名、負傷者が80名発生、要救出者が2名、後方医療搬送者が8名、避難者が14名発生すると予想されるとしています。しかしながら、本当に大川市が心配しなければならない地震は、平成25年に新たに見つかった佐賀平野北縁断層帯による地震なのです。このことは平成26年2月定例会の私の一般質問でも指摘したのですが、いまだに大川市の防災計画は見直しが行われておりません。佐賀市ではつくったばかりの防災計画を改定、新たに佐賀平野北縁断層帯による地震を想定した防災計画に変えております。それによれば、最悪の想定では震度7の地震が起きるとして、佐賀市の12%に当たる5,800棟の建物が全壊し、死者数は約4,000名、避難者の数は約18万2,000名に達すると想定しております。政府の地震調査推進本部では、佐賀平野北縁断層帯による地震が起きた場合の地図を公表しておりますが、それによれば、大川市も震度7の地震が起き

ることが見てとれます。もし地震が起きれば、大川市にも甚大な被害が生じるであろうことは誰が見ても明らかです。耳納断層による地震よりも発生確率が高い佐賀平野北縁断層帯による地震について、よその県が発生源だからどうかわかりませんが、判明してから5年以上も経過しているのに一言も触れない防災計画など私には理解できません。

新たに建設する中学校の校舎についても、浸水の被害を考慮に——先ほどはそのまま土盛りをすれば地盤沈下するとおっしゃいましたよね。そういうことをおっしゃいましたけれども、新たに建設する中学校の校舎の浸水の被害を、それも入れて、隣接する小学校よりも低い位置に建設するなど、大川市には大規模な洪水被害が起きるなどとは本気では想定していないだろうかと思ってしまう。

市長、御所見をお願いします。重ねて同じことを何遍も言わせるような状況ですが、よろしくをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

今、地震のこと、そして水害のことを議員おっしゃいました。当然、地震についてもしかるべき想定はしておかなければならないというふうに思っておりますが、我々が一番この地域で恐れなければいけないのは水害だというふうに認識をしております。それも、今、たまたま大川小学校のことを例に出されておりますが、花宗川は人工のいわゆる農業用水でありまして、そこがもたらす水量と筑後川の堤防が決壊したときの水害では、これは比べ物にならない状況だというふうに思います。内水が氾濫するというのも近年多々、近隣の市町でも起きておりますけれども、やはり一番気をつけなければいけないのは、人命が失われる危険性が高いのは、そういう大規模河川の決壊によってだというふうにも思っております。

もう一つ、我が大川市が置かれている状況で気にしないといけないのは高潮であります。近年、温暖化によって低気圧の発達具合が非常に強くなってきておりますので、高潮には、ふだん余り市民の方々、危機感を、高潮に対しては、特に沿岸部といいますか、川のそばにお住まいの方々はお持ちだとは思いますが、余り危機感を持たれていないところもあるのかもしれないので、そういう高潮の怖さということもしっかりと行政として、当然、庁内はもちろんですけれども、市民の方々にもそういう危機感を持っていただけるように対応してまいりたいと思いますし、高潮をいかに防ぐかということについては、国土交通省を初め、

関係機関にお願いをして対応をして、既にいただいておりますところも多々ございますけれども、そういう対応をしてみたいというふうに思います。

やはり災害時の対応というのが、一番は命を守ることから優先順位をつけていく必要があろうというふうに思います。筑後川が決壊した場合は、市内全域が水に沈むということは皆さんで共有をいただきたいというふうに思います。その上で、地震や水害等々によって守れる命をいかに守っていくかということの中で、例えば、国道208号沿い、今、中原の交差点付近は電柱がなくなったかと思いますが、あそこは救急車が入っていくので、優先的に国交省は国道208号、中原交差点付近の電柱を地中化されているということでございまして、そうした優先順位に基づいてしっかりと対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

市長も頭痛いことだろうと思います。ありがとうございました。

いずれにしても、もしも大川に大きな災害が発生したときに、あらかじめ策定した地域防災計画に定められている数多くの行動指針のとおり、行政が住民に対して主体的に指示、誘導することが市民の生命財産を守るためにぜひとも必要です。先ほど市長も言われました。市民の生命財産を守るためだとおっしゃっております。しかしながら、その地域防災計画は、国や県が示したひな型どおりの計画で終わることではなくて、大川市の実情に沿って災害発生時にどのように対処したら市民の生命財産の被害を少しでも減らすことができるかという観点から、日ごろから防災計画を見直していく努力も必要だと私は思います。

大川市の防災対策については、東京江戸川区の水害時の住民避難についての対策を紹介して次の質問に移ります。

江戸川区は東京都の中で地形的に一番低い位置にあり、もし大規模な水害が発生すれば、3メートルから5メートルの浸水が予想されていることから、水害時は避難所に避難するのではなく、区内にとどまるのではなく、東京の西部や千葉県、埼玉県、茨城県などに避難するように呼びかけています。江戸川区の水害ハザードマップでは、ここにはだめです、区内にとどまるのは危険です、江東5区を出て標高の高いところに避難しましょうと呼びかけています。水害時に区内にとどまって3階以上に避難したとしても、3メートルもの浸水であれば、2週間ぐらい水が引かない可能性もあり、そのような場合、水道、電気、電話な

どが使えない中で、多くの避難者に救援物資の供給も困難であれば、住民の生命の安全を守ることが困難であるとの判断だそうです。大災害時は、地方自治体は避難所を設置して住民の生存を守るとというのが常識というか、自治体としての当然の責務であるのですが、究極の選択として住民の命を守るという観点で捉えたときです。賛否両論はあるのですが、このような判断も自治体の責任放棄とばかりは言えないと思います。

私が言いたいのは、何も大川市が避難所を設置するなど言っているのではないんです。住民を守るためにはどうするのか、どうしたら一番よいのかという観点から、マニュアルや行政の常識にとらわれずに、非常時における政策判断をしていただきたいとの思いから申し上げました。

今のあれはここにもありますが、こういったチラシがあるんです。（資料を示す）江東5区のチラシ、こういうのが市民に配られています。

次に行きます。大川市の後退道路、いわゆるセットバックの現状について質問してまいります。

では、執行部のほうから、後退道路の概略的な説明をお願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

議員お尋ねの後退道路ということですがけれども、後退道路とは、建築基準法の第42条第2項の道路を指しまして、建築基準法が適用される際に、現に建物が立ち並んだ4メートル未満の道路に対する措置であります。一般的にみなし道路とも呼ばれます。その道路に接道し建築する際は、幅員4メートルの位置まで後退する必要があることから後退道路といったことと言われまして、一般的にはセットバックというふうなことで言われます。

この後退道路は、本市でいいますと、都市計画区域が指定されたときに基準となりますので、現在の4メートル未満の市道が全て該当するというわけではなく、いわゆる基準時以前の航空写真の状況ですとか、現在の現地の状況を県が調査をいたしまして、道路判定として指定するような仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

大川市の道路事情の特徴として、住宅と木工所などが混在しており、車が多い割に道が狭いことが挙げられると思います。建築基準法では幅4メートル以上の道路に面していなければ建物を建てられないことになっております。昔からある4メートル未満の道路に家を建てる場合は、その道路が法42条2項に定める道路、いわゆるみなし道路であれば、道路幅4メートルを確保するために道路の中心から2メートル後退しなければ建築許可がおりない制度になっておりますが、建築物が古くなって建て替えたり、改築するとき敷地を後退することで将来的には建物が面している道路は幅4メートル以上になるはずだということです。

そこで質問ですが、大川市にはセットバックの対象となるような、いわゆるみなし道路と呼ばれるような道路はどのくらいあるのでしょうか。総延長で何キロメートルくらいあるのでしょうか。そして、それは大川市の道路全体のどのくらいの割合を占めるのでしょうか、お願いします。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

このみなし道路と申しますのが、従前から基準法が施行される際にあつた道路ということでございまして、今現在、県の指定の仕方はどういったことかと申しますと、それぞれ、例えば、新しい今まで出たことがなかった、建築確認が出たことがなかった道であれば、その現場を逐次、随時調べに行きまして、少しずつ指定をしているというふうなことでございまして、今幾らというのがなかなか言えるような状況ではないということでございまして、建築確認が出まして、それがこの2項道路に指定をされていない場合は、先ほど申しましたように、県が昔の航空写真とかを調べて建ち並びがあるとか、それから現在の状況はどうかというふうなことで現地を確認しまして、それで初めて指定になるということでございまして、数はどんどんふえていっているということでございまして、今幾らかというのはちょっと私どもも存じておりません。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

今、わからないとおっしゃいましたけれども、角度を変えて質問いたします。

家を建てる場合、建築確認申請が必要ですよね。その際には建蔽率などの関係上、大川市の都市計画の区域などの証明が必要かと思います。水路使用とかセットバックが必要なみなし道路であれば、大川市と協議書を交わす必要があるでしょうから、後退道路用地についての協議書を交わした件数といいますか、セットバックが必要な建築確認申請は年間に何件ぐらいあるのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

私どもで把握しております状況で御報告いたします。

ここ3年間、平成28年から平成30年度になりますが、の確認申請の総数が285件ございまして、今おっしゃっています2項道路、これにかかわる申請数が54件ございました。率に直しますと、3か年で約19%、押しなべますと19%ということになってございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（笹島かおる君）

ありがとうございます。もう必ずしも、これは県の許可が要するというふうなお話ですが、必ず市長に確認書とか協議書とかいうのを必ず市長宛てに出さないといけないので、それから数がわかると思うんで、そこまで言おうかと思いましたが、ある程度お答えをいただきましてありがとうございます。

建築基準法が制定されたのが昭和25年ですので、約70年くらいたっております。火災などの際、消防車の通行ができるためなど、防災上の関連性で道路幅の確保の必要性などから、消防法との関連から、建築基準法の改正がなされ、セットバックの必要な対象道路が見直された昭和47年からしても50年近くたっておりますが、50年や70年もの期間がたてば、かなりの建築物は建て替えや改築が行われているはずですが、住宅が建て込んだ住宅地の道路が一向に広がった実感がないのはなぜでしょうか。

完工検査が終わった後にセットバックをしたにもかかわらず、土地の所有権はそのままのため、後退したもとの敷地にブロック塀や車庫などを自分の敷地いっぱい張り出して設置

する人たちが後を絶たないと聞きます。大川市では、これらの違法建築に対する監視パトロールはなされているのでしょうか。その際に確認申請時にはなかった不法な塀や車庫、花壇などが設置されていた場合、大川市はどのような措置をとっているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

議員お尋ねの件ですけれども、いわゆる建築基準法の確認、それから検査機関としましては、今現在では県の建築指導課、県の行政として行われているということと、それから、福岡県の財団法人でありますけれども、福岡県建築住宅センター、それからいわゆる民間主事と呼ばれます民間の指定機関、これはかなりの数ございますけれども、そういった機関がありまして、基本的には確認申請において中間検査、それから完了検査等が行われておりますので、いわゆる現地確認を含めて法的指導が基本的にはそのときに一度なされるというふうに思っております。その後に建てられたのがどれだけあるかというのは私どももよくわかりませんが、あわせて、福岡県におきましては、違反建築防止週間というのを毎年定めまして、建築パトロールということで実施をされておりますので、違法な建築物と申しますか、そういったものについては、県の建築指導課と連携して私どもも取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（笹島かおる君）

最後の一言がちょっと聞こえなかったんですけど、ぐじゅぐじゅと言われたんで。もう一度言ってもらえますか。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

セットバック道路といいますか、後退道路に関しての違法か違法じゃないかというのはかなり難しい概念がありますけれども、いわゆる先ほど申しましたのは、福岡県で行っている

違反建築物防止週間ということでやっておりますので、あくまでも違法な建物につきましては県にしか権限がございませんので、私どもとしても県と県の建築指導課と連携した対応をとってまいりたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

連携をとおっしゃいましたけれども、なかなかそれが発見できないというのは、いかにあんまり監視されていないかということだろうと思うんです。ぜひそういったのは、せっかく書類は協議書、それから、市長に対して誓約書とかいろんな書類を出していると思うんですよ。それで、建築確認申請というのが出ているのに、それでは書類がわざわざ出ているならば、そこに行って見ていいじゃないですか、月に一度とか、月に一度できんなら、2か月に一度、3か月に一度とか、そういうことはできないんですか。でも、県がやっているからといって放りっ放しだと、大川市はどんどんと取り残されますよ。佐賀から来て城島に行ったりするときに、大川市が一番道路が狭い。狭いです。つくづく思うんです。その辺はやっぱり違法であるならば、そこは見てわかると思うんですよ。そこに行っているいろいろな方法がありますよ。どういうふうにしてやればできるかということは。できると思います。絶対それはやり方次第では違うと思うんですけれども、やり方で違うじゃなくて、やり方次第ではできると思うんですよ。だから、大川市の4メートルの道路がたくさんになれば、救急車やいろんな方たちの人命とかそういったものも救うことができるんですよ。命が大変なときにですね。そういったものがあれば、道路が広くなれば、救急車もスムーズにさっと通ります。そういったものを国道208号だけが大きな道路じゃないんですよ。皆さんの生活道路の中に、やっぱりそういった市民の皆さんたちの命を守る道路は確保しないといけないと思うんです。だから、ぜひそれを進めてもらいたいと思います。

これは思ったんですけれども、筑後市ではセットバックのことでホームページに載っておりました。大川市の分はこれぐらいしかないですね。（資料を示す）これ拡大してきましたんですけど、筑後市の場合はこのことを書いてあります。「この制度は、幅員1.8メートル以上4メートル未満の市道または里道に接して、建物の新築・増築・改築などをすると、道路の中心線から2メートル後退し、その後退道路用地を更地にして市に寄付してい

ただき、道路として整備しようとするものです。この「指導要綱」を平成17年4月1日より、改正を行い、従前より後退道路用地として、用地を確保してあるところも市に寄附していたければ、分筆及び所有権移転登記等に要する費用は、市で負担されるようになりました。

（「筑後市における後退道路用地に関する指導要綱」と改正。）とされており。こういったのが載っているんですよ。柳川市も大川市も見させていただきました。一番少なかったのは大川市が何も書いてないんですよ。1回ホームページを見てください。

先ほど言いましたけれども、最近では後退道路用地を自治体に寄附してもらえれば、後退道路用地の測量、分筆、地目変更、所有権移転登記などは自治体で行い、その費用も自治体で負担するなど明文化して後退道路用地の自治体への寄附を促そうとする自治体が多くなっていると聞いておりますが、大川市では後退用地の買い取りとまではいかななくても、このような寄附に伴う諸手続や費用を負担するような措置をとられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

いわゆる後退道路、セットバック部分をみなし道路の状態から、いわゆる公共の道路敷とするためには、おっしゃるように、所有権を取得する必要があるということで、本市におきましても平成21年から後退道路用地に関する整備要綱ということで設けまして、寄附をいただける場合につきましては、測量、分筆、所有権移転登記を市が行い、その後に舗装等の整備を行っております。先ほど言われたような従前にセットバックしてあった分についても、その手続をとっていただければ、市のほうで先ほどの測量、分筆、所有権移転を行い、寄附をいただくというふうな形でやっているところでございます。

それともう一点申し上げますと、市内にも4メートル未満の道路というのはかなりございますけれども、そういった道路につきましては、道路部局のほうでは狭隘道路事業とか、そういったもので1路線広げていくというふうな取り組みもやっております。このセットバックはその宅地宅地ごとになりますので、議員おっしゃられるように、ずっとつながってしまうためにはかなりの年限を要するというところでございますので、そういった形で地道にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、おっしゃるように、将来的な道路幅員の確保ということは、いわゆ

る建築敷地としての環境ですとか、それから緊急自動車の通行など、健全なまちの発展に必要な不可欠というふうに考えておりますので、関係課とか、それから県の建築部局などと私どもとしても連携協力しながら、基準法の基本の道路幅員であります4メートル以上の道づくりに努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箴島かおる君）

その言葉を待っておりました。ちょっと時間がかかるかもしれないんですけど、やっぱり大川市は道路を広げないといけないと思います。

この後退道路用地の問題は、大川市が建築確認申請を受け付けて審査を行う当事者でもなく、それを守らせるための法的な権限もなく、違法状態を強制的に解消させることは、個人の財産権等絡みもあり、非常に難しいことはわかります。わかっております。しかし、住民生活の利便性や消防車が消火のためにスムーズに通行できることは、防災上も住民の財産を守る上でも大川市が住みやすいまちとして発展するためにもぜひとも必要だろうと思っております。

そこで、私の意見を述べた上で市長の御意見を伺いたいのですが、よろしくをお願いします。

後退道路用地に違法に設置されたブロック塀や車庫、花壇を強制的に撤去させることなく、自主的に撤去せざるを得ないような状況をつくり出す方法を考えてみました。かなり意地悪い方法ではありますが、参考になるかどうかわかりませんが、検討していただきたいと思えます。

建築物の建築をしようとする場合、建築主は県や指定機関などの審査機関に設計士や工事管理者を選定して建築確認の申請を行い、申請どおりに適法に建築が行われたのか、審査を受けて検査済み証の交付を受けるまで建築物を使用することができません。しかしながら、検査を完了してこの建築物を使用し始めた後に不法な改修を行っても、建築主にそれを強制的に撤去させる有効な手だてがないことで、正直者がばかを見るような不法な改修がやり得になってしまうことが蔓延してしまっているのではないのでしょうか。

そこで、大川市ではそのようなやり得を許さないために検査完了後の監査パトロールを強化して、違法状態を見つけた場合には撤去などを申し入れて、どうしても聞き入れてもらえ

ず、それが余りにも悪質な場合は、写真を添付した書面などを建築確認の許可窓口に告知し、現地調査や所有者への聞き取りの指導を行わせると同時に、その工事を行った建築士や建築業者に対しては建築士免許や建築業許可の許可権を持っている機関に同じような書面を告知します。大川市のような公的機関からの告発であれば、許可機関は建築士や建設業者が不法行為にかかわったのかどうかの調査も行うでしょう。建築士に対しては、新築や大幅改築の場合、大体において金融機関からのローンなどで建築資金の調達を行うでしょうから、登記事項などの抵当権が設定されていれば、貸し出し先の金融機関に融資先の案件が違法建築物であることなどを告知します。そのような場合、金融機関は融資の取り消しを求め、融資金額の一括返済を求めることもあるでしょう。ここまでくれば、建築主は違法状態を解消せざるを得なくなるでしょう。

いかがでしょうか。大川市がそのまま簡単に実行できるアイデアとは思っておりませんが、これくらいのある意味えげつないことをやらなければ、この問題の解決は単純には直らないのかもしれないねと思います。ぜひとも真剣に検討していただきたいと思います。いかがでしょうか、市長の御意見を伺います。

○議長（川野栄美子君）

都市計画課長。

○都市計画課長（池田哲男君）

市長への質問ということでございますけれども、いわゆる4メートルの道路からはみ出しているところを違法というふうなイメージがあるかとは思いますが、その中にはいろいろな道路の種類、先ほど言いましたようにありまして、例えば、法が適用される以前であれば、それは既存不適格と申しまして、出ていても大丈夫なわけですね。それから、先ほど申しましたように、大川市内には4メートル未満の市道もかなりの路線ございますけれども、そのうち、このセットバック道路というのは数がまたそれから限られてくるということで、よく皆さん、4メートルの道路に塀が出ていたら、あくまでも違法のような感じがしますけれども、それはそれぞれ、いつできたかとかずっと調べていかんとわからないものなので、一概に違法とかは言えないんですよね。そういったところはちょっと御理解をいただきたいと思えますし、先ほど申しましたように、私どもとしてはそういった建築基準法による後退道路の部分について、なるべく公共の道路敷にしたいというふうなことで、平成21年度からそういった取り組みをしていますし、そのときには必ずセットバック協議書を、後退道

路の協議書を市に出していただいております。寄附なのか自己管理なのかということで設定をさせていただいておりますし、そういったことでなるべく大川市の道路敷にするということが逆に非常に大事なことだろうというふうに思っております。今、議員おっしゃるように、違法な部分があるような感じに聞こえるんですけども、それはそれで個別に調べないとわからないし、個別個別の事情があると思いますので、そこはちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箆島かおる君）

いろいろ事情もあるということですが、私は先ほど言いました悪質なと言っておりますよね。そういったものも、特にやっぱり見ておかないとわからないんじゃないですか。だから、やっぱりこれは県の仕事だからということじゃなくて、市長に提出された書類であれば、それに対してのやっぱりこれが間違っていないかどうか、それは見て回るべきだと思います。一生懸命やっていただけるとのことのお話ですので、安心しましたが、ぜひそれはやっていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

それでは、最後の大川市の教職員の適正配置についての質問に移ります。

近年、日本中で公立の小・中学校の先生不足が深刻で、社会問題化しているのだとNHKの放送で知りました。それによれば、富山市の小学校では、ことしの4月に小学校に行ったら担任の先生がいなかったとか、呉市の中学校で先生の不足から、国語と理科の授業が1か月間行えなかったり、最近では、教頭先生や校長先生の勉強会などの研修会の集まりが悪いのだそうです。理由は、学校の授業を受け持たなければならないためといいます。千葉市ではハローワークに先生募集を行ったり、民間の人材派遣会社に先生の派遣を依頼したとか、生徒の父兄に、子供たちの成長のために一緒に働きませんかとのチラシを配布したなどのトピックスが紹介されていました。私は学校の先生になるのは本当に狭き門だとばかり思っておりましたので、びっくりしてしまいました。全国的にどれくらいの先生が足りないのかというのを、驚くべきことですが、誰も正確な数字は把握していないんだそうです。

そのような先生不足の問題は、全国的な問題だと報道でしたので、大川市は大丈夫なんだろうかと心配になりました。NHKの放送でしたので、大川市の市民の皆さんも大勢見て

おられたらうし、私と同じように、それでは大川市は大丈夫なのだろうか、実際の状況はどうなんだろうかと大いに関心をお持ちだろうと思います。

そこで、大川市の教員不足の実情はどのような状況なのか、大川市の教職員は不足しているのかどうか、率直な実情を御説明ください。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石橋正隆君）

本市における本年度の教職員の配置状況についてでございます。

まず第1点目に、学級数によって決定する法定の基準内定数というのがございます。それともう一つ、県から配当された基準外の加配定数、これは補導教員とか、指導方法工夫改善の教員なんです、そういった基準外の加配定数による教員定数につきましては、欠員は生じておりません。

次に、産前産後休暇、いわゆる産休ですね、それから、病気休暇等に伴う代替えの講師の配置につきましては、本年度始まる前、3月ぐらいのときには非常にちょっと厳しい状況もございましたけれども、年度が始まるまでには配置ができておまして、年度当初からは、これも不足なく配置することができております。

しかしながら、年度途中で病気休暇に伴う代替えの講師については、なかなか人材確保に努めておったところでございますが、現在まで配置ができておりません。ですので、同一学校の非常勤講師や教務主任等が対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

11番。

○11番（箆島かおる君）

ありがとうございました。大川市では学校の授業に差しさわりが出るときの教職員の不足はないとお伺いしたんですけども、そうですね。一安心いたしました。この問題は、正規の教職員の定員枠を拡充すればすぐにでも解決しそうな問題だと思われませんが、地方分権の流れが進む中で、大川市の財政事情の中で財源の裏づけもなく大川市だけが突出して教職員の増員を決めるわけにもいかず、そんなに単純な問題ではない、深刻な問題だと思います。

この問題は、私たち議員もしっかりと議論を深めた上で、大川市や教育委員会などと一緒

にしっかりと国に要望していく必要がある問題かと思えます。とりあえずは大変でしょうが、大川市の子供たちのために、先生不足から学級運営に支障がないように、教育長を初めとして頑張ってくださいよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議はあす午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時13分 散会